

小中一体型校施設整備に関する市民説明会

◆日時・会場

稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画（案）について

日時 ①令和2年1月11日（土）午前10時～ （15名参加）

②令和2年1月16日（木）午後7時～ （9名参加）

会場 稲築地区公民館 講堂

◆次第

1. 開会（木本教育長）
 2. 施設整備について説明（山本係長） 30分程度
 3. 質疑、意見交換 30分程度
 4. 閉会（柴田課長）
- 計60分程度

◆説明内容

- ①基本計画（案）策定の経緯と目的
- ②計画候補地について
- ③配置計画について
- ④学校規模・平面計画について
- ⑤構造計画・設備計画について
- ⑥事業計画について

◆出席者

- 木本教育長 柴田課長 大森参事 赤坂課長補佐 山本係長 山口
原岡課長 森係長

稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント及び市民説明会）の結果について

■意見募集期間：令和2年1月8日（水）～ 令和2年2月7日（金）

■意見提出者数（市民説明会での意見含む）：のべ10人（内パブリックコメント1人）

■提出意見件数（市民説明会での意見含む）：のべ10件（内パブリックコメント2件）

No.	ページ	ご意見	市の考え方	修正の有無
1	27	教室形状が可動間仕切りの場合、隣のクラスとの防音効果はあるのでしょうか。	嘉穂小学校も同じ造りで授業を行っていますが、隣の教室の声で集中できないなどの報告は今のところありません。	無
2	28	エレベーターは設置されるのでしょうか。	バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが利用しやすい施設とするため、エレベーターを設置することとしています。	無
3	-	子どもたちのために、安全安心な施設整備をお願いします。	貴重なご意見として承ります。	無
4	-	体育館にスタンドを付けるなど、多くの人が利用しやすい施設にしてほしいです。	貴重なご意見として承ります。	無
5	-	稲築東中学校前の道路速度制限を30kmにするなど安全を考えてほしいです。	貴重なご意見として承ります。	無
6	-	環境問題を考えるとグラウンドを広くするより、体育館などの室内で運動できる施設を大きくした方がいいと思います。	貴重なご意見として承ります。	無

7	-	体育館や武道場は、子どもだけが使う施設ではなく、市民や市外の人にも使える施設にしてください。	学校施設については、従来どおり学校開放施設として広く住民の方々に利用をしていただきたいと思います。社会体育施設としては、嘉穂総合体育館などの利用を促進していきます。	無
8	-	少子化が進むとの話でしたが、子どもたちが居なくなった後の校舎の運用はどのように考えていますか。	現在地域に学校を残すことや子育て支援を行うことによって定住促進を進めていますが、設計にあたっては児童生徒数の減少による空き教室も想定しながら、地域の拠点施設として集えるような施設としても検討していきます。	無
9	-	古い校舎などなく、新しい校舎など教育環境が整ったところで学校生活を送ることは子どもや親御さんなどにとって望むところですが、今回の計画が、市の教育方針として地域から学校をなくさない、少人数学級を続けるという方針は大変賛成ですが、本計画は、同一敷地内で校舎、運動場などが計画されており、手狭であり無理な計画と考えます。建設にあたっては、約28億円の財源を合併特例債としていますが、これまで通り各小中学校別に大規模改造による対応をすべきと考えます。	地域（中学校区）に学校を残しつつ、市の財政負担も抑制していくには、合併特例債等の有利な財源を最大限活用しながら施設数を削減し、ランニングコストを抑制することが重要であると考えています。そのためには、有利な財源の発行期限内に小中一体型校整備事業を進めることが、嘉麻市の将来に渡る財政負担の軽減や、子育て世代の定住促進につながると考えています。	無
10	他	この計画と表裏一体の小中一貫校（義務教育学校）の導入は、疑問があるし、すべきでないと考えます。	義務教育学校の導入に関しては、小中一体型校舎における最も効果的な教育方法として考えています。	-

稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画

令和2年2月

嘉麻市教育委員会

目 次

第 1 章	基本計画策定の目的と位置付け	1
1-1	はじめに	
1-2	基本計画策定の目的	
1-3	基本計画の進め方	
第 2 章	計画候補地の現況及び課題整理	4
2-1	市内の小中学校と他の公共施設	
2-2	稲築東小学校の現状	
2-3	稲築東中学校の現状	
2-4	計画候補地の検討	
2-5	計画候補地の決定	
第 3 章	配置計画	18
3-1	配置計画の検討	
3-2	移行計画の検討	
3-3	配置計画の決定	
第 4 章	学校規模・平面計画	24
4-1	学校規模の検討	
4-2	配置ゾーニング	
4-3	平面計画の検討	
4-4	学童保育所の検討	
4-5	図書室の検討	

第5章	法的条件	41
5-1	稲築東中学校の法的条件	
5-2	建築基準法（集団規定）の適用	
5-3	建築基準法（単体規定）の適用	
5-4	消防法の適用	
5-5	法的条件のまとめ	
第6章	構造計画・設備計画	46
6-1	構造計画の検討	
6-2	設備計画の検討	
第7章	事業計画	52
7-1	発注方式の比較	
7-2	事業スケジュール（案）	
7-3	発注方式の検討	
7-4	概算事業費について	

第1章 基本計画策定の目的と位置付け

1-1 はじめに

稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画策定の経緯

(1) 嘉麻市学校施設整備基本計画（改訂版）の策定（H30.6 策定）

学校施設の整備を計画的かつ効率的に実施していくため、財政的、教育的及び地域的な視点から「子どもたちにとって最善の教育環境を確保するために嘉麻市としてどのような施設整備を行うことが望ましいのか」という点に主軸をおき検討を行った結果、嘉麻市の学校教育を更に発展させる基盤として、次世代に繋がる教育施設環境を整備するために、中学校区を基本校区とし、校区内の小学校と中学校を一体型校舎により整備することとした「嘉麻市学校施設整備基本計画（改訂版）」を策定しました。

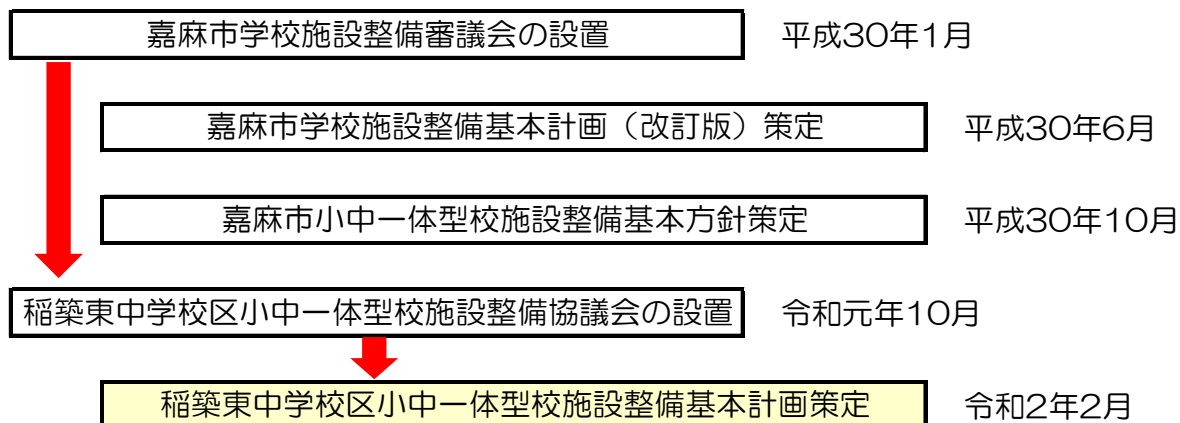
(2) 嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針の策定（H30.10 策定）

平成30年6月に改訂した「嘉麻市学校施設整備基本計画（改訂版）」に基づき、5つの中学校区の施設整備を公平・円滑に推進するための指針として、「嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針」を策定しました。

(3) 嘉麻市小中一体型校施設整備協議会の設置

嘉麻市小中一体型校の施設整備に向け、計画候補地や施設配置等に関する事項を協議するため、学識経験者や保護者代表、学校関係者等で構成された「稲築東中学校区小中一体型校施設整備協議会」を令和元年10月に設置し、稲築東中学校区の特色を生かした小中一体型校が設置できるよう協議を進めてきました。

「稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画」は以上の経緯により策定に至りました。



1-2 基本計画策定の目的

1-2-1 施設整備の基本方針

施設整備の基本方針を以下のとおり示します。

<施設整備の基本方針イメージ図>



※1：4つの課題とは、嘉麻市教育の目標である「就労できる力」を達成するために、教育委員会の重点課題として取り組んでいる「学力向上」「不登校解消」「規範意識の醸成」「郷土を愛する人材育成」

1-2-2 基本計画策定の目的

稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画策定において、小中一体型校施設整備の指針となる「嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針」を踏まえ、稲築東中学校区の特徴を生かした施設整備の具体化を図ることを本計画の目的とします。

■ 第 1 章 基本計画策定の目的と位置付け

1-3 基本計画の進め方

1-3-1 施設の現状

施設の現状、学校活動の特色を十分に把握し、基本計画へ反映します。

- 稲築東中学校区における学校の位置付け
- 学校敷地周辺の景観
- 児童生徒の通学路

1-3-2 学校施設計画の課題

本計画では、以下の計画課題について検討します。

- 計画候補地の検討
- 配置計画の検討
- 学校規模の検討
- 学童保育所の検討
- 図書室の検討
- 法的条件
- 構造計画・設備計画の検討
- 事業計画の検討

第2章 計画候補地の現況及び課題整理

2-1 市内の小中学校と他の公共施設

2-1-1 稲築東中学校区の小中学校

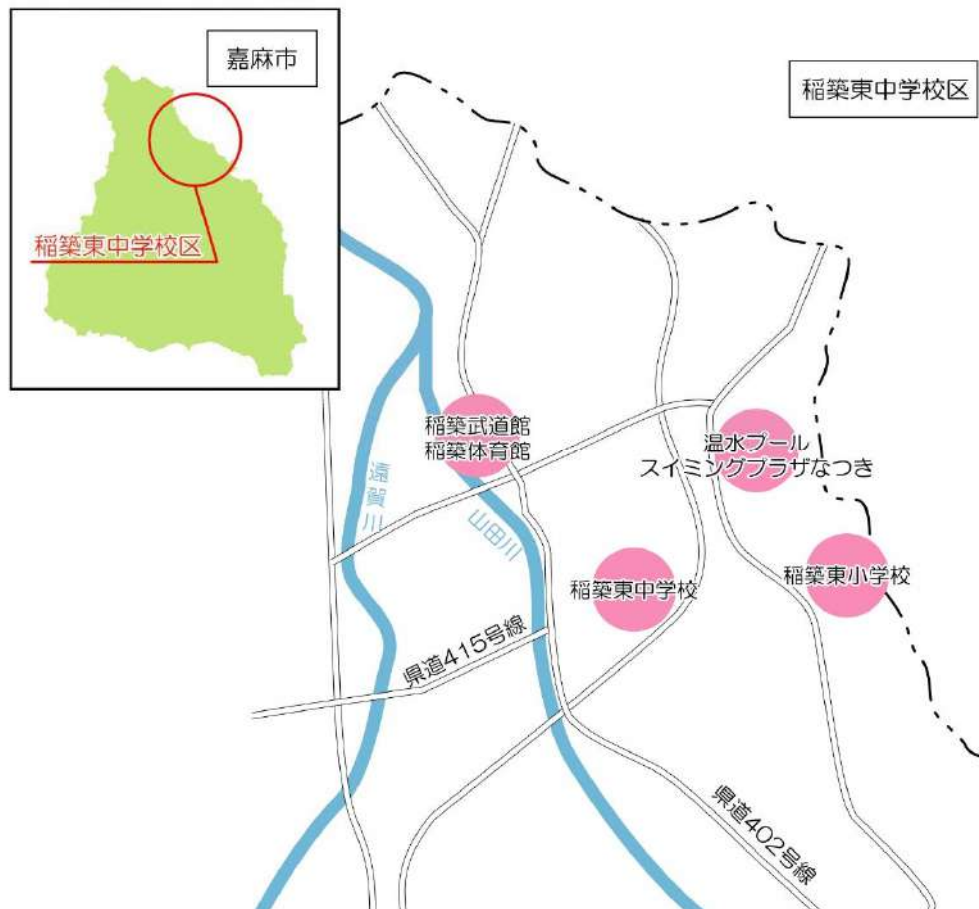
稲築東中学校区は、稲築東小学校と稲築東中学校の2校です。

校区	山田中学校区	稲築中学校区	稲築東中学校区	碓井中学校区	嘉穂中学校区
学校名	熊ヶ畑小学校	稲築西小学校	稲築東小学校	碓井小学校	嘉穂小学校
	上山田小学校	稲築中学校	稲築東中学校	碓井中学校	牛隈小学校
	下山田小学校				嘉穂中学校
	山田中学校				

2-1-2 稲築東中学校区の公共施設

稲築東中学校区には温水プールスイミングプラザなつきをはじめ、稲築体育館等の公共施設が立地しています。

図 2-1-2-1 公共施設の分布



第2章 計画候補地の現況及び課題整理

2-2 稲築東小学校の現状

2-2-1 建物配置

(1) 建物配置

稲築東小学校の校舎は、鉄筋コンクリート造2階建の建物が渡り廊下によって結ばれた片廊下（コの字型）の平面形状です。

校舎棟と体育館は北側配置、学童保育所とプールは東側配置、グラウンドは南側配置です。

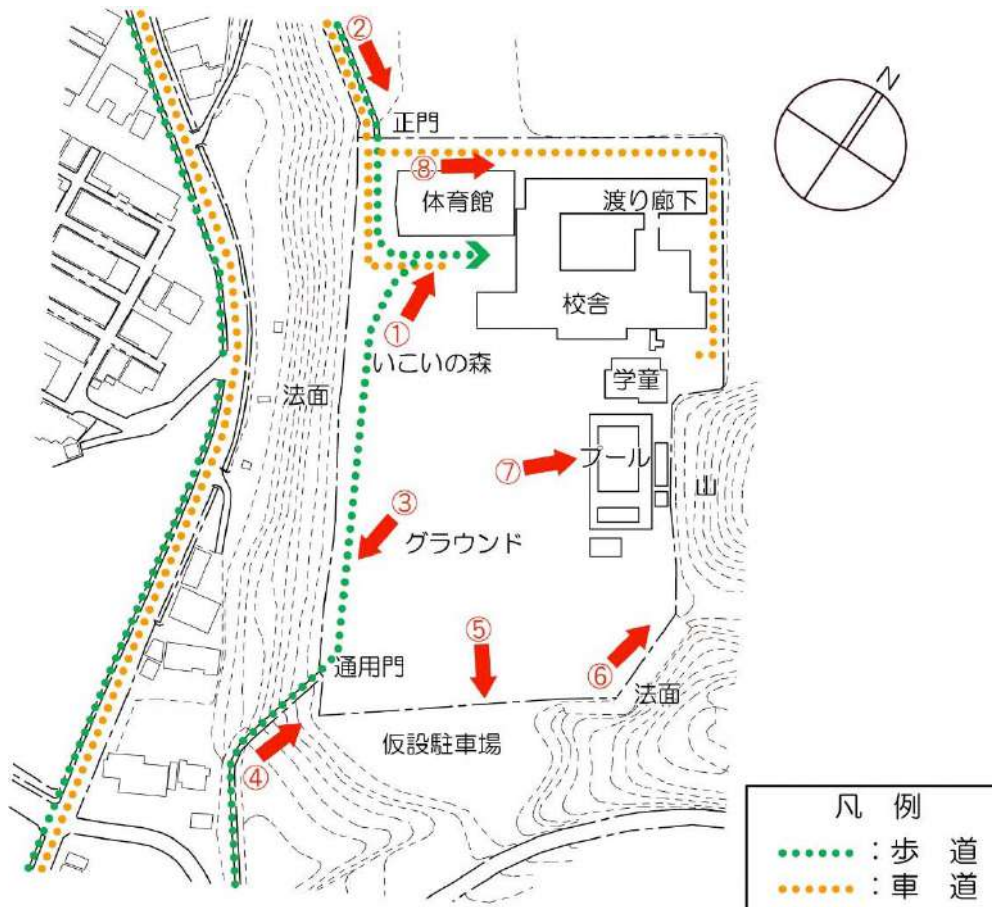
(2) アプローチ

敷地西側に市道に沿う緩やかな登り傾斜のアプローチがあり、正面玄関と昇降口に導かれます。

(3) 学校まわりの現状

敷地全体は小高い丘陵地の上であり、樹木も多く自然が感じられます。

図 2-2-1-1 敷地の周辺環境





①正門のアプローチと体育館



②正門西側坂道の通学路
「がまん坂」



③西側既存法面と高木(常緑)



④通用門と「きぼう階段」
グラウンドにアプローチする
階段



⑤仮設駐車場と高木(常緑)
グラウンドにアプローチする
門扉



⑥東側間知ブロック積擁壁と
モルタル吹付の法面



⑦東側プールと更衣室に
隣接する裏山



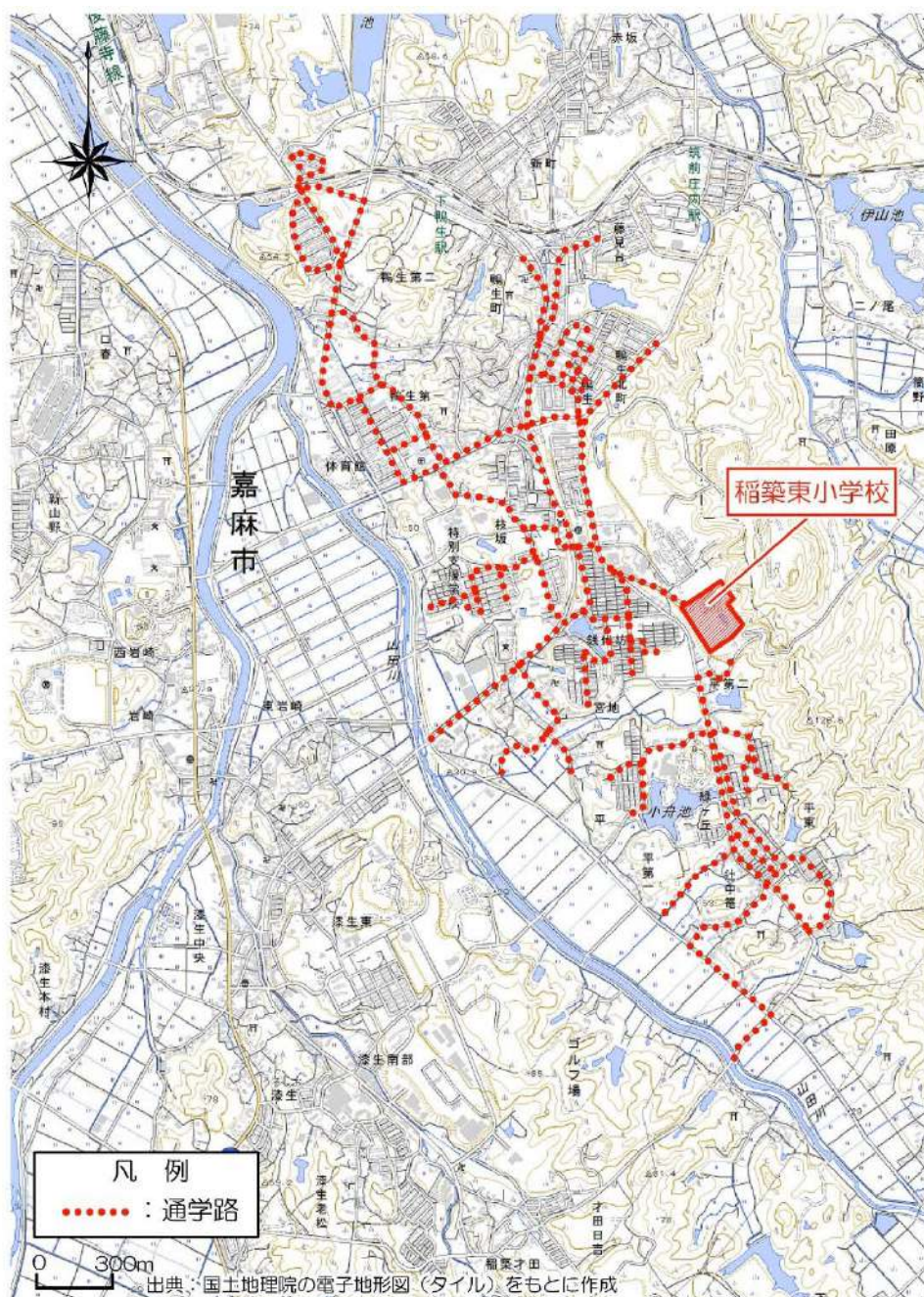
⑧北側敷地内通路
老朽化ネットフェンス

第2章 計画候補地の現況及び課題整理

2-2-2 通学路

通学路の多くが稲築東小学校の南北側に沿っており、住宅地を通ります。児童の学校敷地への進入は、西側正門と南側通用門となります。

図 2-2-2-1 通学路



2-2-3 稲築東小学校敷地

施設整備の計画候補地としての利点・課題・課題対応策を以下のとおり示します。

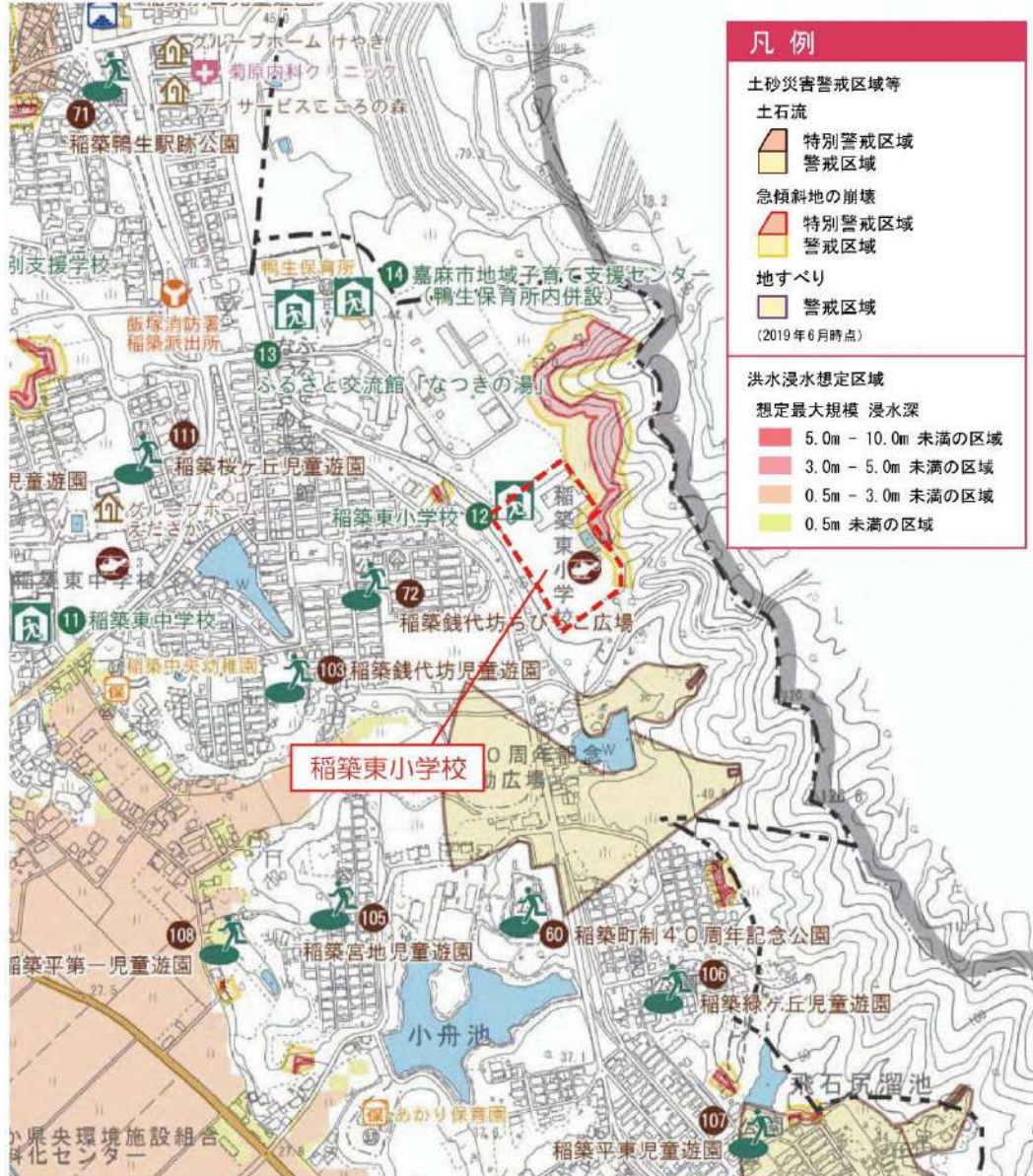
<p>利点</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地面積は約 28,000 m²です。 • 現学校敷地であるため、用地買収等の経済的負担もなく早期着工が可能です。 • 通学路の変更はありません。 • 高台に位置し、防災拠点としての機能を有しています。 • 子どもたちにとって親しみのある場所で、移転に伴う精神的不安が軽減されます。 • 校区のほぼ中心に位置しています。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グラウンドに校舎を建設する場合は、整備期間中のグラウンド利用が出来ないため、代替地の検討が必要です。 • 現校舎の場所に建設する場合は仮設校舎が必要です。 • 建設時に児童の安全面や教育活動への影響が懸念されます。 • 敷地全体が小高い丘陵地にあり、法面に囲まれているため学校活動が分かりにくいです。 • 土砂災害・水害ハザードマップ（嘉麻市令和元年 11 月更新）にて、稲築東小学校敷地の一部が「土砂災害警戒区域」に指定されています。 • 学校進入路である「がまん坂」の車道幅員が狭いです。
<p>課題対応策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 工事用進入路が一か所であるため、安全かつ教育活動への影響を最小限に抑えるローリング計画を検討します。 • 一部「土砂災害警戒区域」に指定されているため、土砂災害対策工事が必須条件です。 • グラウンドの陥没が発生したことがあり、十分な地盤調査が必要です。 • 学校進入路である「がまん坂」の車道幅員が狭く離合し難いため、道路の安全対策が必須条件です。

第2章 計画候補地の現況及び課題整理

2-2-4 土砂災害・水害ハザードマップ

稲築東小学校敷地の一部が「土砂災害警戒区域」に指定されています。

図2-2-4-1 土砂災害・水害ハザードマップ



※嘉麻市防災マップ「土砂災害・水害ハザードマップ」(令和元年11月更新)より

2-3 稲築東中学校の現状

2-3-1 建物配置

(1) 建物配置

稲築東中学校の校舎は、鉄筋コンクリート造3階建の建物が渡り廊下によって結ばれた片廊下（一文字型）の平面形状です。

校舎棟と体育館は西側配置、武道場は南側配置、プールは北側配置、グラウンドは東側配置です。

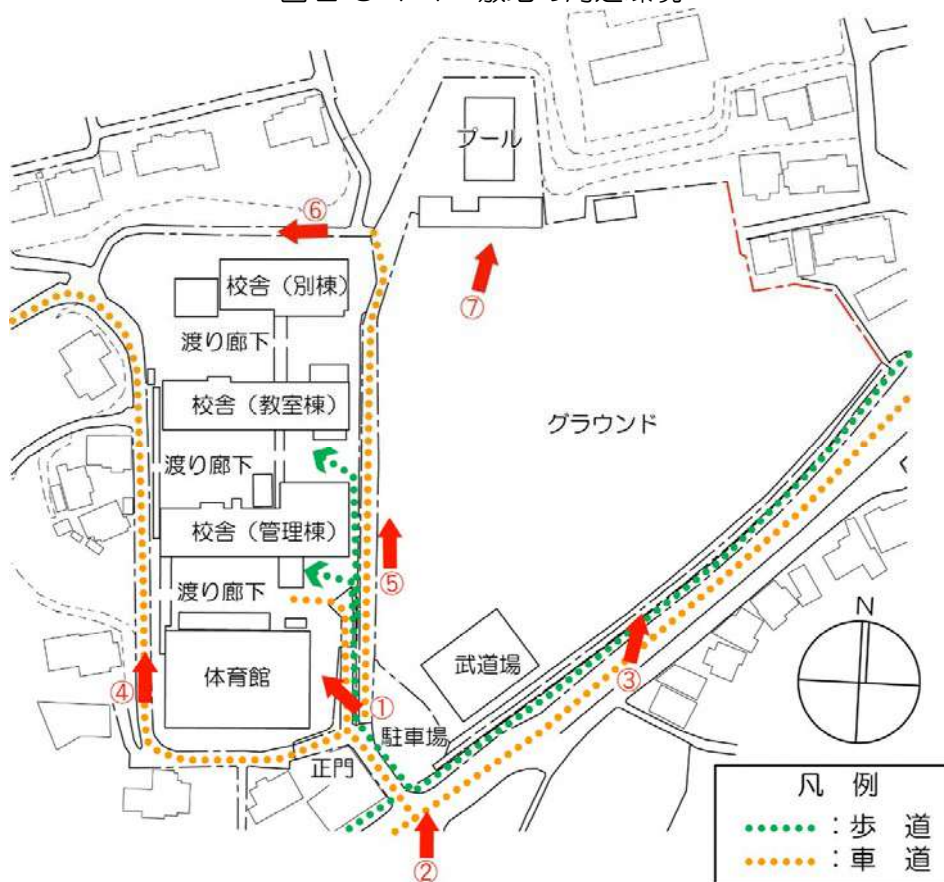
(2) アプローチ

敷地南側の市道に沿う体育館と武道場の中央にアプローチがあり、南側中央の正面玄関と昇降口に導かれます。

(3) 学校まわりの現状

敷地東側は、住宅地に近接しており、敷地北側は、丘陵地形の住宅地が広がり、敷地西側は、市道を挟んで住宅と接しています。敷地南側からは、学校活動の様子が見渡せる空間が広がります。

図 2-3-1-1 敷地の周辺環境



第2章 計画候補地の現況及び課題整理



①正門の明るいアプローチと
体育館



②武道場と駐車場のある
南側交差点



③南側歩道とグラウンドの
防球ネット



④西側道路と住宅地側ガード
レール。ネットフェンスと
稲築東中学校



⑤中央敷地内通路
グラウンドと1m程度の高低差



⑥北側狭小道路より老朽化
ネットフェンスと隣接雑木林

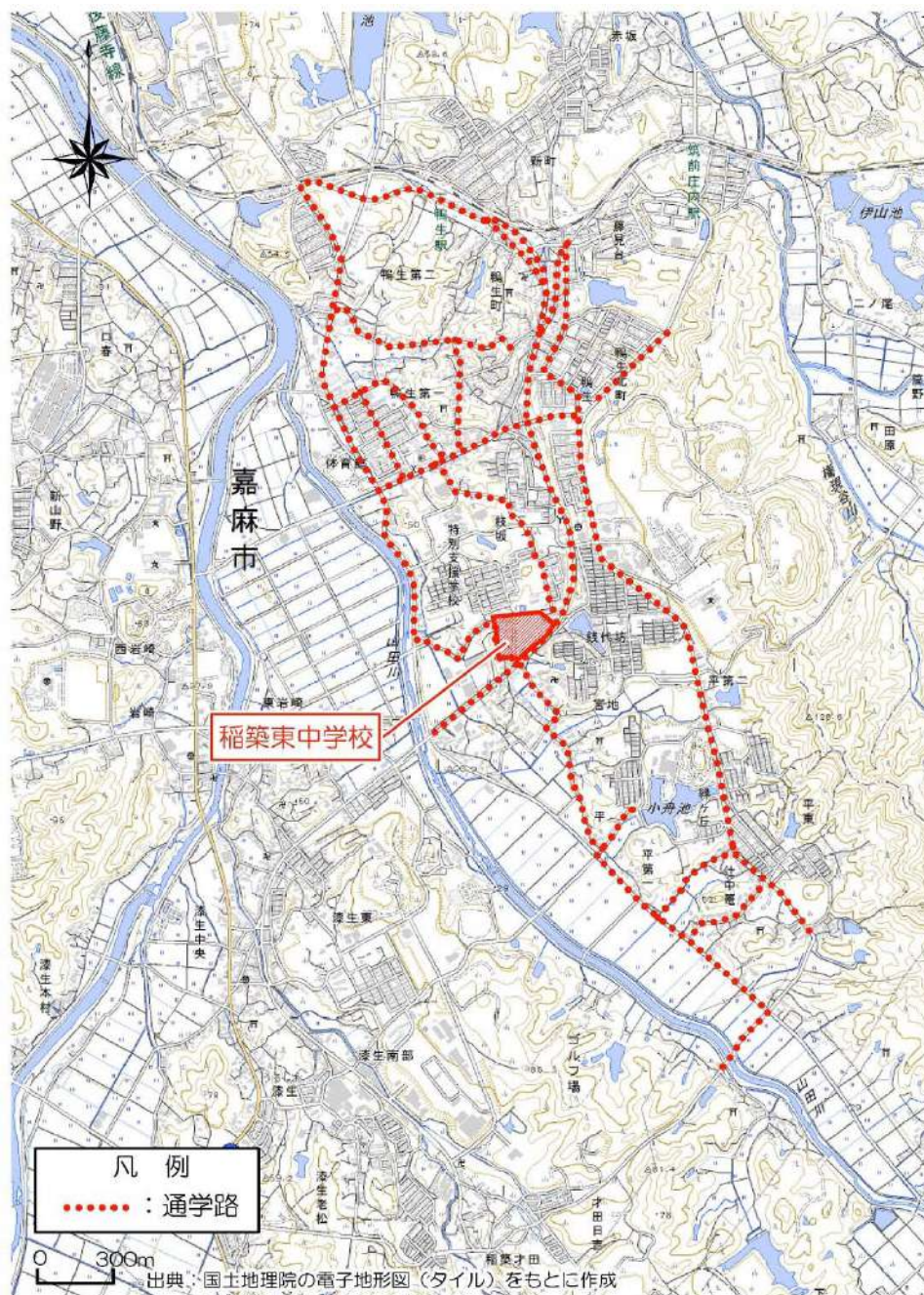


⑦北側プールと更衣室
グラウンドと2m程度の高低差

2-3-2 通学路

通学路の多くが稲築東中学校の南北側に沿っており、住宅地を通ります。生徒の学校敷地への進入は、南側正門となります。

図 2-3-2-1 通学路



第2章 計画候補地の現況及び課題整理

2-3-3 稲築東中学校敷地

施設整備の計画候補地としての利点・課題・課題対応策を以下のとおり示します。

利点	<ul style="list-style-type: none">・敷地面積は約 29,000 m²です。・現学校敷地であるため、用地買収等の経済的負担もなく早期着工が可能です。・通学路の変更はありません。・子どもたちにとって親しみのある場所で、移転に伴う精神的不安が軽減されます。・校区のほぼ中心に位置しています。・敷地全体が開けており、外部から学校活動が見渡せます。
課題	<ul style="list-style-type: none">・グラウンドに校舎を建設する場合は、整備期間中のグラウンド利用が出来ないため、代替地の検討が必要です。・現校舎の場所に建設する場合は仮設校舎が必要です。・建設時に生徒の安全面や教育活動への影響が懸念されます。
課題対応策	<ul style="list-style-type: none">・安全かつ教育活動への影響を最小限に抑えるローリング計画を検討します。

2-3-4 土砂災害・水害ハザードマップ

稲築東中学校敷地は、土砂災害・水害区域には指定されていません。

図 2-3-4-1 土砂災害・水害ハザードマップ



※嘉麻市防災マップ「土砂災害・水害ハザードマップ」(令和元年11月更新)より

第2章 計画候補地の現況及び課題整理

2-4 計画候補地の検討

2-4-1 稲築東小学校敷地と稲築東中学校敷地の比較検討

稲築東小学校敷地と稲築東中学校敷地について、以下4項目の比較を示します。

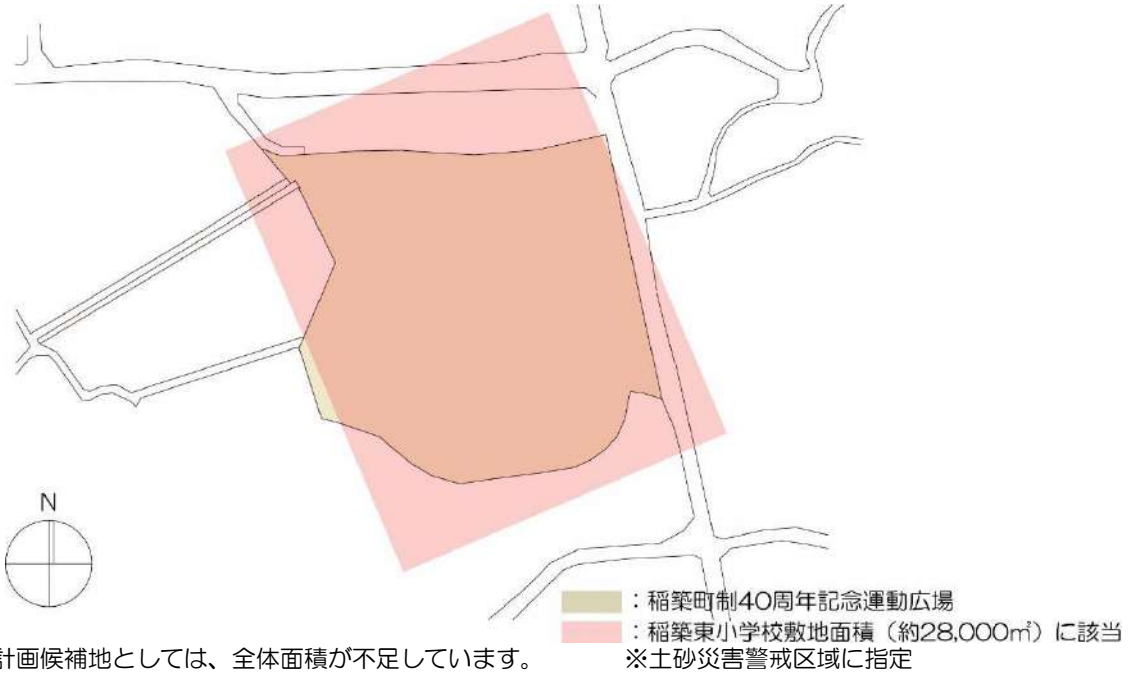
表 2-4-1-1 稲築東小学校敷地と稲築東中学校敷地の比較

比較項目	稲築東小学校敷地	稲築東中学校敷地
敷地面積	約28,000㎡	約29,000㎡
安全性	敷地の一部が、土砂災害警戒区域に指定されています。グラウンドの陥没が発生したことがあり、十分な地盤調査が必要です。	土砂災害・水害区域には指定されていません。
地域の資源として機能する施設	敷地全体が小高い丘陵地の上にあるため学校活動がわかりにくいです。	校区の中央に位置しています。敷地全体が開けているため学校活動が見通せます。
計画候補地としての適性	△	○

2-4-2 その他公共敷地の検討

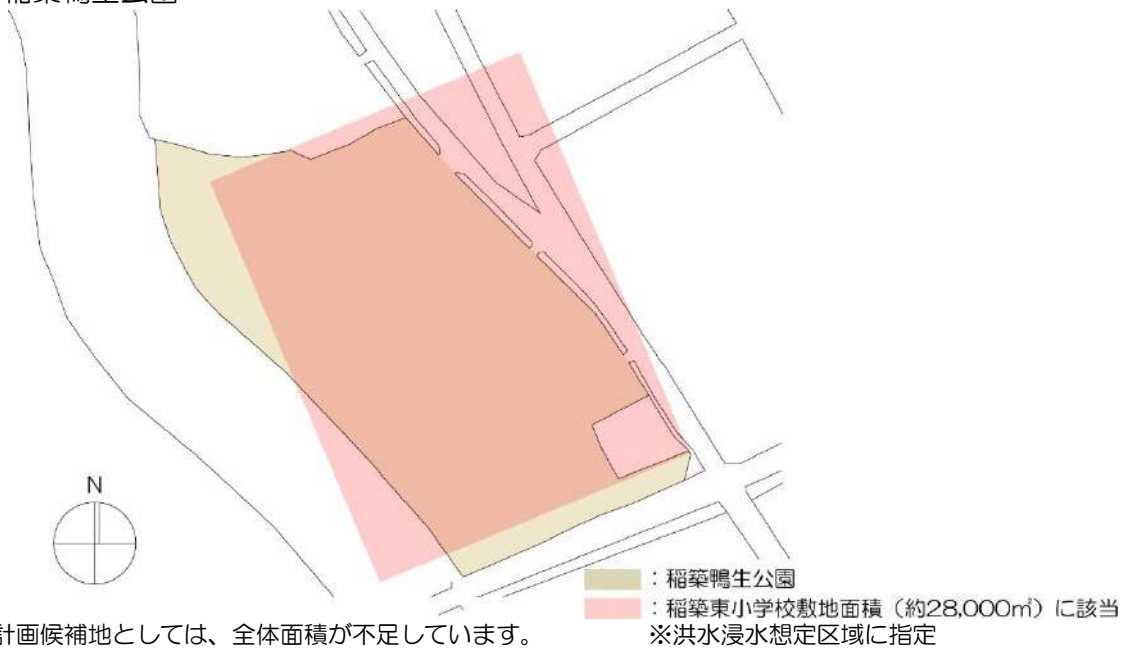
計画候補地として「稲築町制 40 周年記念運動広場」と「稲築鴨生公園」を検討し、稲築東中学校区小中一体型校の必要面積を仮定で重ね、敷地面積の適性を判断します。

■稲築町制 40 周年記念運動広場



- ・計画候補地としては、全体面積が不足しています。
- ・計画候補地より最低限約 1.5 倍必要です。

■稲築鴨生公園



- ・計画候補地としては、全体面積が不足しています。
- ・計画候補地より最低限約 1.2 倍必要です。

第2章 計画候補地の現況及び課題整理

2-5 計画候補地の決定

稲築東中学校敷地は、敷地面積、安全性、通学路、地域の資源として機能する施設などを検討した結果、計画候補地としての要件をおおむね満たしています。

一方、稲築東小学校敷地は、敷地全体が小高い丘陵地の上にあるため学校活動がわかりにくいこと。また、過去にはグラウンドの陥没事故が発生しているため、十分な地盤調査が必要になること。さらに、敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、安全・安心確保のため、土砂災害対策工事が必要となることなどから、計画候補地とするには、地域コミュニティの拠点や経済的かつ効率的な施設整備には適しません。

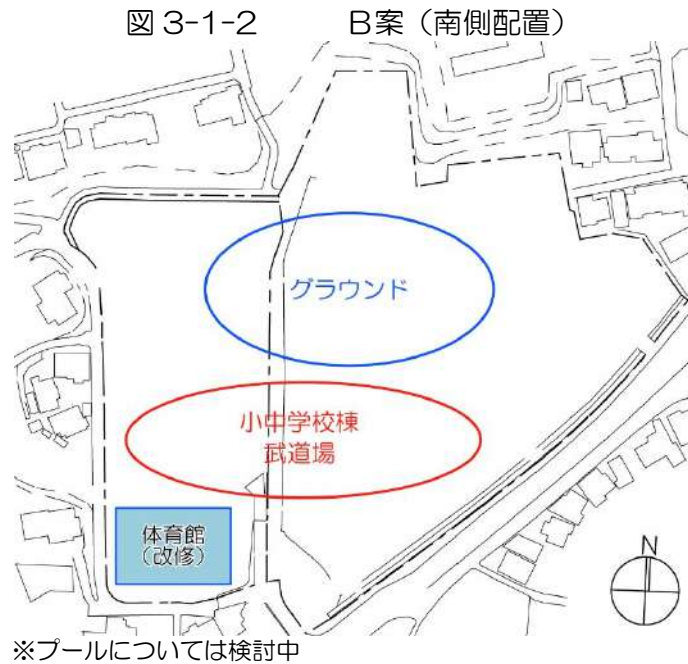
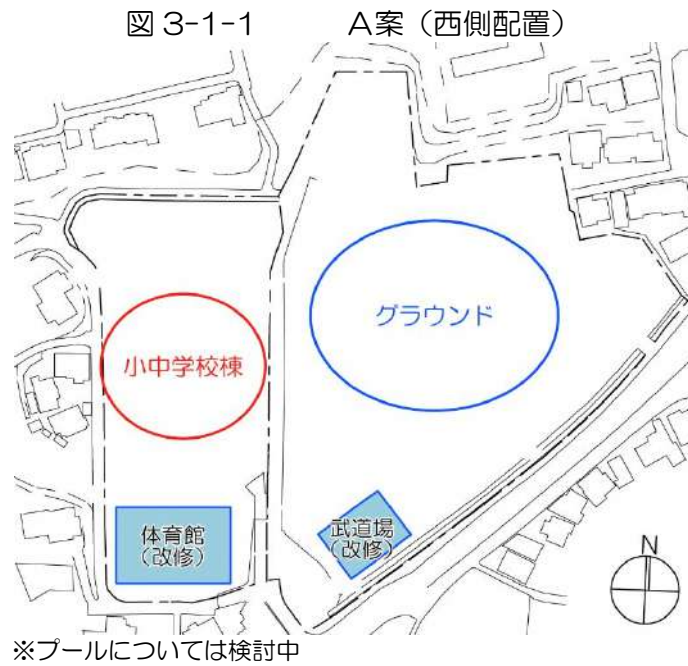
また、稲築町制40周年記念運動広場及び稲築鴨生公園は、敷地面積が不足しているため計画候補地には適しません。

稲築東中学校区の計画候補地については、敷地面積や安全性、地域の資源として機能する施設などの観点から、稲築東中学校敷地を計画候補地とします。

第3章 配置計画

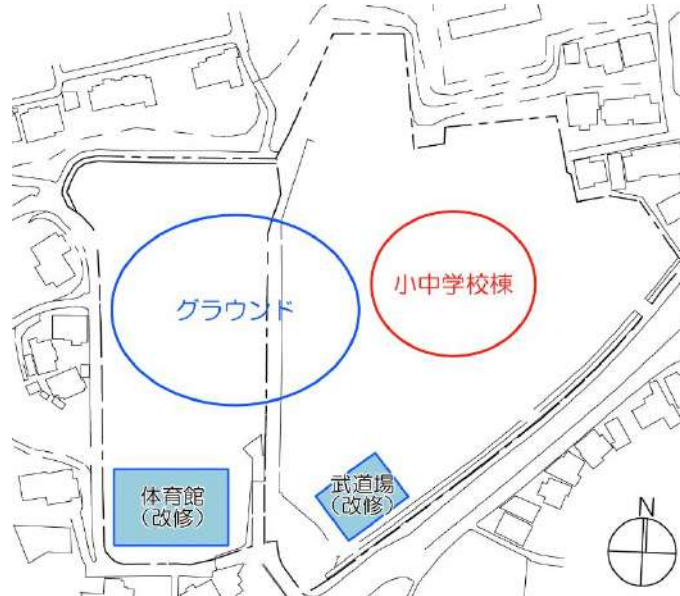
3-1 配置計画の検討

計画候補地内での配置計画について、現校舎敷地に建設するA案（西側配置）、現校舎管理棟側に建設するB案（南側配置）、現グラウンド敷地に建設するC案（東側配置）の3つの案の比較を示します。



第3章 配置計画

図 3-1-3 C案（東側配置）



※プールについては検討中

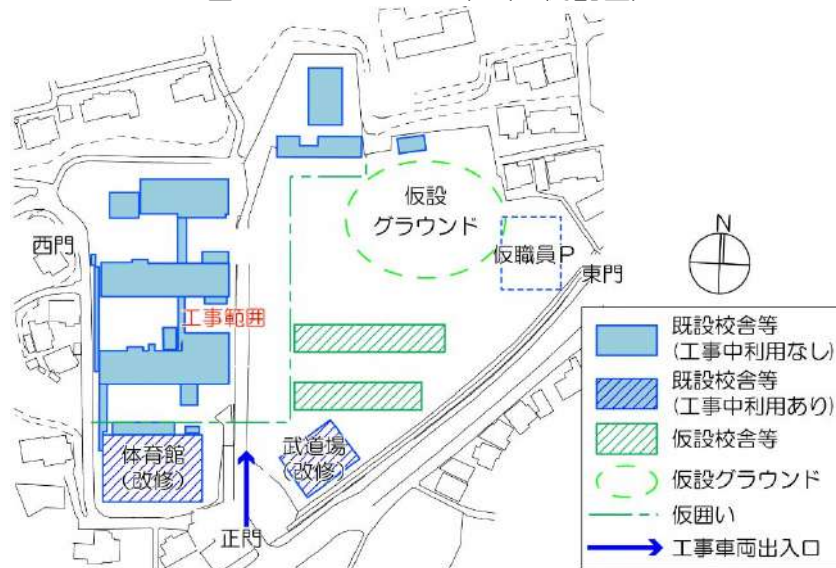
表 3-1-1 稲築東中学校区敷地内での配置計画案比較表

項目	A案（西側配置）	B案（南側配置）	C案（東側配置）
「コンパクトな施設づくり」	校舎、体育館、武道場、グラウンドのバランス良い配置とします。		
明確な配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 学校管理エリア内に来校者駐車場が配置されて混合します。 メイングラウンドへ校舎の東側から接続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校管理エリア外に来校者駐車場が配置できるため、エリア分け可能です。 メイングラウンドとサブグラウンドへ校舎の北側から接続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校管理エリア内に来校者駐車場が配置されて混合します。 メイングラウンドへ校舎の西側から接続します。
サブグラウンドの配置	<ul style="list-style-type: none"> サブグラウンドの配置 無し 校舎東側に低学年用観察園を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎北側に配置（35m×60m） 校舎南側に低学年用観察園を確保 	<ul style="list-style-type: none"> サブグラウンドの配置 無し 校舎東側に低学年用観察園を確保
「地域住民の集いの場となる施設づくり」	地域住民が気軽に教育活動にふれられる施設とします。		
立寄りやすい配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 来校者は正門から接続します。 来校者駐車場は校舎から離れ、2か所に分離します。 敷地外から学校活動の見通し可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> 来校者は正門から接続します。 来校者駐車場は校舎に近接し、1か所に集約します。 敷地外から学校活動の見通し可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> 来校者は正門から接続します。 来校者駐車場は校舎から離れ、2か所に分離します。 敷地外から学校活動の見通し不可能です。
「地域コミュニティの拠点となる施設づくり」	学校開放施設（体育館、武道場、図書室など）は地域住民が親しみやすい施設とします。		
地域交流の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 来校者駐車場と学校開放施設は集約します。 	<ul style="list-style-type: none"> 来校者駐車場と学校開放施設は集約します。 	<ul style="list-style-type: none"> 来校者駐車場と学校開放施設は集約します。
「安全・安心を守る施設づくり」	災害時に救援車両の進入や防災倉庫など、災害避難所として機能する施設とします。		
日常安全性の配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 来校者動線を限定し全体把握が可能です。（管理しやすい） 	<ul style="list-style-type: none"> 来校者動線を限定し全体把握が可能です。（管理しやすい） 	<ul style="list-style-type: none"> 来校者動線を限定し全体把握が可能です。（管理しやすい）
駐車場の配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 職員駐車場と来校者駐車場は分離配置します。 来校者の車両動線と児童生徒の歩行動線が交差します。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員駐車場と来校者駐車場は分離配置します。 来校者の車両動線と児童生徒の歩行動線は分離します。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員駐車場と来校者駐車場は分離配置します。 来校者の車両動線と児童生徒の歩行動線が交差します。
配置計画の適正	○	◎	△

3-2 移行計画の検討

計画候補地内での移行計画について、A案（西側配置）、B案（南側配置）、C案（東側配置）の3つの案の比較を示します。

図 3-2-1 A案（西側配置）

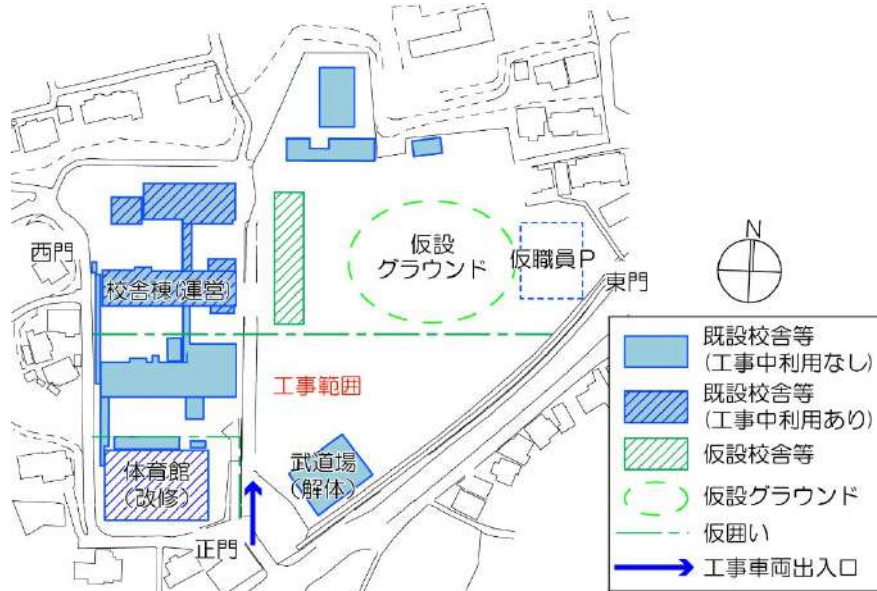


工 期	1年間	2年間	3年間	4年間
	約2.5か年			※新校舎へ引越し
仮設校舎建設	① ②	運 営		
既存校舎解体		③		
新校舎等建設		④	⑤	
グラウンド整備			⑥ ⑦	
体育館改修				
武道場改修				
学童保育建設				
凡 例	①仮設校舎着工 ②仮設へ引越し ③解体工事着工 ④改築工事着工 ⑤新校舎引渡し ⑥グラウンド造成着工 ⑦竣工引渡し			

利点	・ 工事期間中、体育館及び武道場の利用が可能です。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用面の加算額は、仮設校舎（全棟）費用（約2億円程度）が想定されます。 ・ 武道場改修費（約5千万円程度）が想定されます。 ・ 生徒には仮設校舎利用時の動線、環境の変化による影響が懸念されます。 ・ 工期は、仮設校舎（全棟）の運営（約2年）が必要です。 ・ 学校開放への対応（安全対策、駐車場確保）が困難です。
課題 対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩車動線の交差を避ける工夫が必要です。 ・ 稲築東小学校敷地で、仮設校舎整備の可能性もあります。（稲築東小の進入路の安全対策が必要です。）

第3章 配置計画

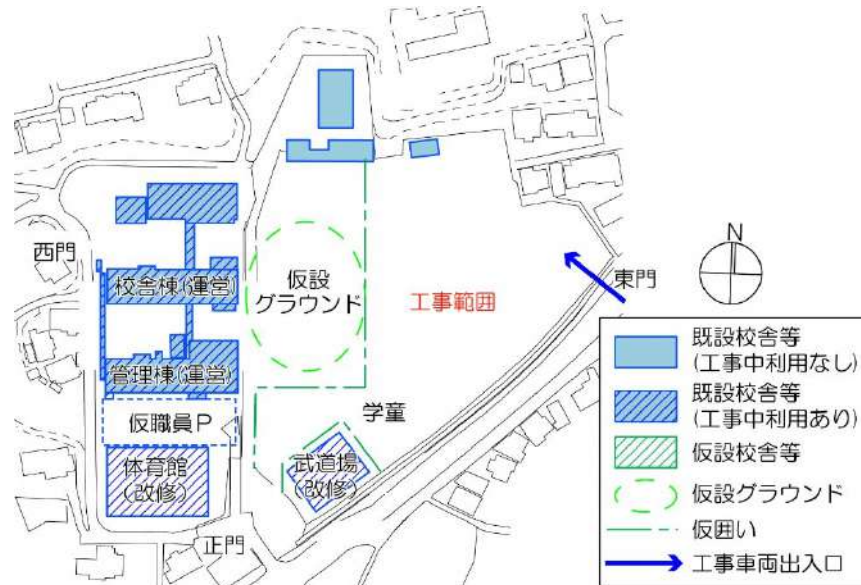
図3-2-2 B案（南側配置）



工期	1年間	2年間	3年間	4年間
	約2.5か年			※新校舎へ引越し
仮設校舎建設	① ②	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦		
既存校舎解体		③		
新校舎等建設		④	⑤	
グラウンド整備			⑥	⑦
体育館改修				
新武道場建設				
学童保育建設				
凡例	①仮設校舎着工 ②仮設へ引越し ③解体工事着工 ④改築工事着工 ⑤新校舎引渡し ⑥グラウンド造成着工 ⑦竣工引渡し			

利点	・ 工事期間中、体育館の利用が可能です。（渡り廊下利用）
課題	・ 費用面の加算額は、仮設校舎（管理棟）費用（約1億円程度）が想定されます。 ・ 武道場新築費（約2億円程度）が想定されます。 ・ 工事期間中、武道場の利用不可になります。 ・ 学校開放への対応（安全対策、駐車場確保）が困難です。
課題 対応策	・ 武道場の代替地として体育館を利用します。

図 3-2-3 C案（東側配置）



工 期	1年間	2年間	3年間	4年間
	約3.0か年 ※新校舎へ引越し			
既存校舎解体			③	
新校舎等建設	①	②		
グラウンド整備			④	⑤
体育館改修				
武道場改修				
学童保育建設				
凡 例	①改築工事着工 ②新校舎引越し ③解体工事着工 ④グラウンド造成着工 ⑤竣工引渡し			

利点	・ 工事期間中、体育館及び武道場の利用が可能です。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンドの造成に伴う開発許可が必要です。 ・ 費用面の加算額は、グラウンド造成、開発許可費用（約2.5億円程度）が想定されます。 ・ 武道場改修費（約5千万円程度）が想定されます。 ・ 開発行為完了まで新校舎を供用開始できない可能性があります。 ・ 「仮設校舎（全棟）の運営（約1.5か年）、費用（約2億円程度）」 ・ 工期は、グラウンドの利用できない期間（約1.5か年）が必要です。
課題 対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東側住宅地から距離を確保する新校舎の配置を検討します。 ・ 開発許可と建築工事の並行進行可能か協議が必要です。

第3章 配置計画

3-3 配置計画の決定

A案は、西側に新校舎整備となるため、校舎全棟分の仮設校舎の必要が生じます。また、工事期間については、校舎を解体し、新校舎を整備していくこととなり、生徒に対し、仮設校舎移転に伴う環境変化や騒音が懸念されます。仮設校舎移転後は、グラウンド側と校舎側で工事範囲を分離することが可能です。地域開放性については、来校者駐車場と学校開放施設（体育館、武道場、図書室など）は集約できますが、来校者駐車場が2か所に分離配置となり、歩車動線の交差が生じます。なお、地域住民が日常的に学校活動の様子を知ることができる配置です。

B案は、南側に新校舎整備となるため、管理棟分の仮設校舎の必要が生じます。また、工事期間については、管理棟を解体し、新校舎を整備していくこととなりますが、仮設校舎への移転は管理諸室及び一部特別教室になるため、生徒への環境変化による心理的な負担は、A案に比べて少ないです。仮設校舎移転後は、普通教室棟側と管理棟側で工事範囲を分離することが可能ですが、普通教室棟と工事区画が近接するため、騒音などの影響が懸念されます。地域開放性については、来校者駐車場（1か所に集約）と学校開放施設が集約配置され、歩車動線の分離が可能です。なお、地域住民が日常的に学校活動の様子を知ることができる配置です。

C案は、東側に新校舎整備となるため、工事期間中及び新グラウンド完成までのグラウンド代替地の必要が生じます。工事範囲は校舎側とグラウンド側で分離することが可能であり、工事期間についても、仮設校舎整備の必要が無いいため新校舎建築までは短期となり、生徒への環境変化による心理的な負担は、A・B案に比べて少ないです。しかし、敷地造成に係る開発許可申請が必要となり、開発許可に係る必要工事や校舎の運用開始時期など不確定要素が多く、全体の工事期間が長期となる可能性があります。地域開放性については、来校者駐車場と学校開放施設は集約されますが、来校者駐車場は校舎から離れ2か所に分離配置となり、歩車動線の交差が生じます。なお、新校舎や武道場、体育館等が立ち並ぶため、地域住民が日常的に学校活動の様子を知ることが困難な配置です。

稲築東中学校区の施設配置については、生徒の学校生活への影響や地域開放性などの観点から、新校舎を現管理棟側に整備するB案（南側配置）とします。

第4章 学校規模・平面計画

4-1 学校規模の検討

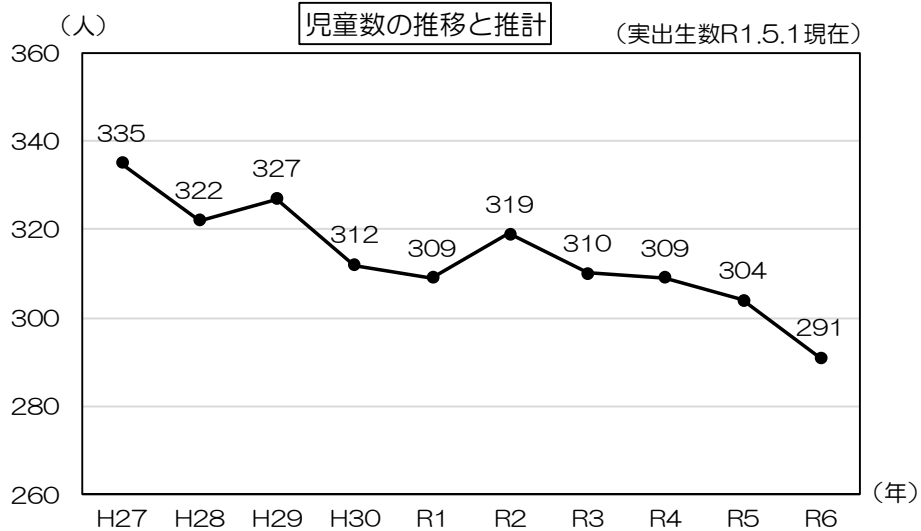
4-1-1 学校規模

(1) 稲築東小学校

令和元年度現在 12 学級で、今後も増加の見込みはなく、おおむね各学年 2 学級で推移する予測です。(30 人以下学級で算出)

表 4-1-1-1 稲築東小学校児童数の推移と推計

平成25年度 ～ 平成30年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	児童数		児童数		児童数		児童数		児童数		児童数		
稲築東小	1年					50	49	54	57				
	2年					55	50	51	53				
	3年					51	57	52	49				
	4年					63	49	58	50				
	5年					53	64	49	55				
	6年					63	53	63	48				
	合計	331		331		335	322	327	312				
教職員数	29		32		31	34	36	33					
令和元年度 ～ 令和6年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	
稲築東小	1年	2	45	3	65	2	41	2	46	2	49	2	45
	2年	2	58	2	45	3	65	2	41	2	46	2	49
	3年	2	54	2	58	2	45	3	65	2	41	2	46
	4年	2	47	2	54	2	58	2	45	3	65	2	41
	5年	2	50	2	47	2	54	2	58	2	45	3	65
	6年	2	55	2	50	2	47	2	54	2	58	2	45
	合計	—	309	—	319	—	310	—	309	—	304	—	291
教職員数	—	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	



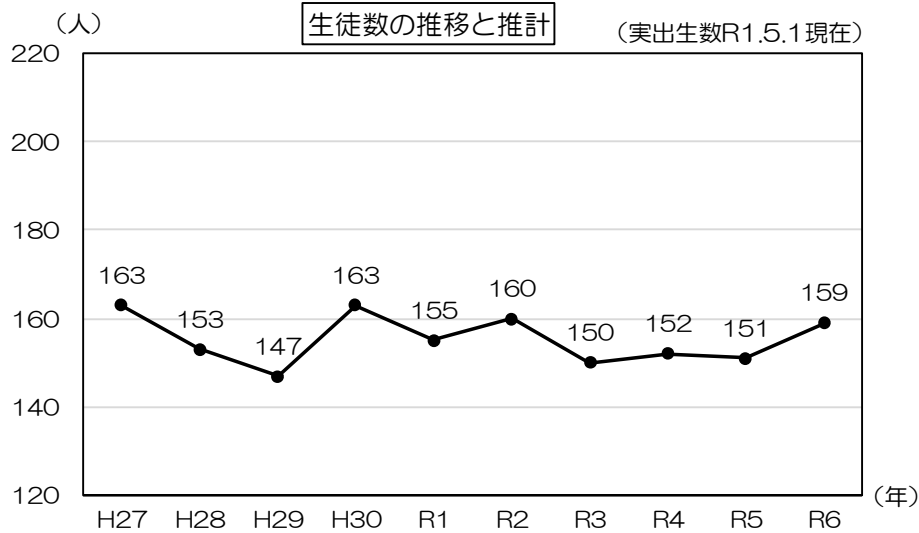
第4章 学校規模・平面計画

(2) 稲築東中学校

令和元年度現在6学級で、今後も増加の見込みはなく、各学年2学級で推移する予測です。(30人以下学級で算出)

表 4-1-1-2 稲築東中学校生徒数の推移と推計

平成25年度 ～ 平成30年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度						
		生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数						
稲築東中	1年			44	55	49	59						
	2年			55	43	55	50						
	3年			64	55	43	54						
	合計	217	200	163	153	147	163						
	教職員数	27	26	26	25	26	28						
令和元年度 ～ 令和6年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
稲築東中	1年	2	45	2	55	2	50	2	47	2	54	2	58
	2年	2	60	2	45	2	55	2	50	2	47	2	54
	3年	2	50	2	60	2	45	2	55	2	50	2	47
	合計	—	155	—	160	—	150	—	152	—	151	—	159
	教職員数	—	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



4-1-2 校舎面積

稲築東中学校区の校舎面積の算定に当たっては、小学校及び中学校それぞれに標準学級数を参考に算定しますが、小中一体型の校舎における面積の算定方法としては、特別教室などを共有するため、30人以下学級における学級数を基準とし、中学校の算定基準表に準じて算定することとします。

表 4-1-2-1 稲築東中学校区校舎面積計算表

校舎
普通教室は、稲築東小学校 12 学級、稲築東中学校 6 学級とし、特別支援学級は 6 学級とします。

(1) 下表の算式により面積を計算します。
 $6,088 \text{ m}^2 + 217 (18 - 18) = 6,088 \text{ m}^2 \dots \textcircled{1}$
 <学級数に応ずる校舎面積> (単位：㎡)

学級数	面積の計算方法
3 学級から 5 学級まで	$2,150 + 344 (N - 3)$
6 学級から 11 学級まで	$3,181 + 324 (N - 6)$
12 学級から 17 学級まで	$5,129 + 160 (N - 12)$
18 学級以上	$6,088 + 217 (N - 18)$

※N=学級数（特別支援学級を除く）

(2) 特別支援学級を設置する場合は、特別支援学級 1 学級につき 168 ㎡を加えた面積とします。
 $168 \text{ m}^2 \times 6 = 1,008 \text{ m}^2 \dots \textcircled{2}$

(3) 普通学級+特別支援学級
 $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 7,096 \text{ m}^2 \dots \textcircled{3}$

(4) 多目的教室及び少人数指導教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の校舎面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる校舎面積に 0.085 を乗じて得た面積とします。
 $\textcircled{3} \times 0.085 = 603 \text{ m}^2 \dots \textcircled{4}$

(5) 校舎面積 $\textcircled{3} + \textcircled{4} = 7,699 \text{ m}^2$

(6) 計画面積 約 7,700 ㎡

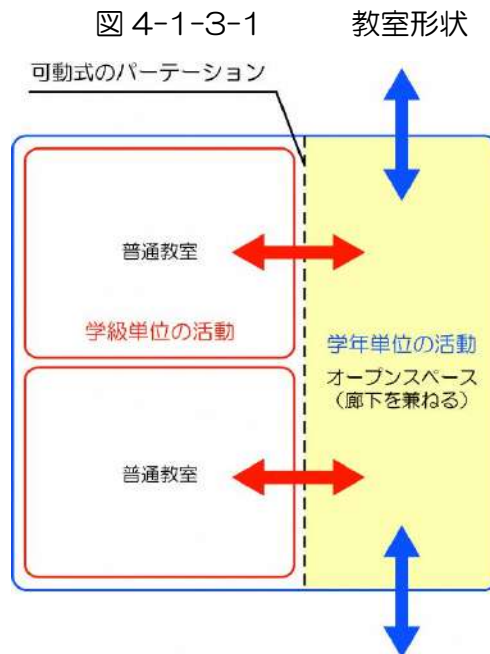
第4章 学校規模・平面計画

4-1-3 教室形状

小中一体型校における普通教室の形状は、「学年段階の区切りに対応した空間構成」とします。

<小学校>

- オープンスペース型とし、学年ごとにユニットを構成します。
- 広い廊下がオープンスペースを兼ね、学年単位でのまとまりを重視します。
- 普通教室とオープンスペースの間には可動式のパーテーションを設置し、学級単位の活動に対応します。



<中学校>

- 生徒が主体的に学ぶことを重視して、大型モニターなどの情報機器を備えた教科教室を配置します。
- 落ち着いた学級活動が確実に実施出来るよう、普通教室同等のホームベース (HB) を配置し、教科教室を配置していない教科についてはHBで授業を実施します。
- 教室外にロッカースペースを配置することで、十分な収納スペースを確保し、生徒が授業に集中できる室内環境を目指します。

HB：ホームルームなどの学校生活を行う上で、拠点となる教室のこと。

4-1-4 諸室の設定

本計画に必要な主な諸室を以下のように設定します。

小中学校校舎

生活・学習ゾーン	小学校低学年ゾーン ・普通教室 ・オープンスペース ・WC、手洗い	小学校中学年ゾーン ・普通教室 ・オープンスペース ・WC、手洗い	小学校高学年ゾーン ・普通教室 ・オープンスペース ・WC、手洗い	中学校ゾーン ・普通教室（HB） ・ロッカースペース ・WC、手洗い
	特別支援ゾーン ・特別支援学級 ・WC、手洗い	少人数教室 ・少人数指導教室	多目的教室 ・多目的教室	給食 ・調理、休憩、配膳 ・食品庫DW
	共用 ・エレベーター ・階段 ・廊下 ・備蓄倉庫			
教科学習ゾーン	特別教室 ・外国語活動室 ・理科教室 ・音楽教室 ・家庭教室 ・技術教室			
校務ゾーン	校務センター ・職員室 ・休憩室 ・校長室 ・印刷室 ・倉庫	・事務室 ・更衣室 ・放送室 ・会議室	付属 ・職員WC ・教材・教具室 ・地域活動・PTA室	保健・相談 ・保健室 ・相談室 ・進路指導室
体育施設		学童保育所		
体育ゾーン	体育館関連 ・体育館 ・ステージ ・WC	・更衣室 ・倉庫 ・器具庫	武道場関連 ・武道場 兼サブアリーナ ・倉庫	学童保育所 ・職員室 ・WC ・教室

第4章 学校規模・平面計画

4-1-5 諸室面積

本計画に必要となる主な諸室面積を以下のように設定します。

表 4-1-5-1 諸室一覧

	室名	室数	目安面積 (㎡/室)	備考
管理諸室	職員室	1	300	小中共同、給湯室、休憩室含む
	事務室	1	50	小中共同
	印刷室	1	40	小中共同
	校長室	2	30	金庫室含む
	会議室	2	40	可動間仕切り
	放送室	1	30	小中共同
	職員更衣室	2	20	男女別、休憩スペース含む
	保健室	2	50	トイレ・シャワー・洗濯室（共用）
	相談室	2	10	カウンセリング室兼
	職員トイレ	1式	40	多目的トイレ(オストメイト対応)
	教材・教具室	1式	-	小中別
	生徒会・児童会室	2	30	
	進路指導室	1	30	可動間仕切り
	地域活動・PTA室	1	30	地域・保護者・学校が使用
	児童生徒用更衣室	1式	-	小中別(40名対応/室)
備蓄倉庫	1式	-		
普通教室	小学校普通教室	12	64	学年ユニット形状、オープンスペース
	小学校少人数指導教室	3	30	普通教室の1/2程度
	中学校普通教室（HB）	6	64	
	中学校少人数指導教室	2	30	普通教室の1/2程度
	多目的教室	2	64	学年集会、特別教室等に対応
	中学校ロッカースペース	1式	-	
特別支援	特別支援学級	6	30	普通教室の1/2程度
特別教室	外国語活動室	1	64	小学校用
	理科教室	2	90	
	音楽教室	2	100	音楽室(大・中)、準備室
	家庭教室	1	180	調理室、被服室集約、準備室
	技術教室	1	120	
	美術教室	1	100	工作ゾーンとしてユニットを構成、可動間仕切り、準備室
	図画工作教室	1	70	
	教科教室	2	64	教科教室として配置
	コンピュータ教室	2	90	
	図書室	1	250	畳コーナー、書庫
多目的スペース	1	120	2～3学年程度対応、保護者会	
給食	給食室	1式	350	調理室、休憩室、食品庫、配膳室
運動施設	体育館(改修)	1式		稲築東中学校体育館を改修
	武道場兼サブアリーナ	1式		武道場兼サブアリーナを新設

4-1-6 諸室計画

諸室計画は、教育の内容に応じた活動を展開できるよう、必要な機能を満たしながら柔軟に計画します。

(1) 教室

①小学校普通教室

- ・教育活動が円滑に展開できるよう計画します。
- ・教室内に適切な収納スペースを計画します。
- ・学年ユニット形状とし、ユニット内は普通教室とオープンスペースで計画します。
- ・オープンスペースには、洗面台や教材スペース等の学年活動に対応する機能を持たせるよう計画します。

②中学校普通教室（HB）

- ・教育活動が円滑に展開できるよう計画します。
- ・教室外に生徒用ロッカースペースを計画します。

③教科教室

- ・大型モニターなどの情報機器を設置し、多様な教育活動が展開できるよう計画します。

④特別支援学級

- ・可動間仕切りを設けるなど、多様な活動ができるよう計画します。
- ・小学校教室については、運動スペース、クールダウン用スペース（小部屋等）、トイレ及びシャワー室を計画します。

⑤少人数指導教室

- ・少人数学習（習熟度別学習等）に使用できるよう計画します。
- ・学年ユニットに近接配置できるよう計画します。

⑥多目的教室

- ・異学年交流や地域交流等に使用できる教室として計画します。
- ・可動間仕切りを設けるなど、多様な教室形態により利用できるよう計画します。

第4章 学校規模・平面計画

(2) 特別教室

①外国語活動室

- ・主に小学校の外国語活動及び外国語の授業で使用する教室として計画します。

②理科教室

- ・実験や観察等、理科の授業を行う専門的な教室として計画します。
- ・臭気の出る実験などを想定し、換気に配慮した計画とします。
- ・実験備品を日常的に見られるようにするなど、興味を喚起する収納を計画します。
- ・準備室は小中学校それぞれのスペースを確保した計画とします。

③音楽教室

- ・音響及び防音に配慮した教室として計画します。
- ・準備室は、授業及び部活動を想定し、十分な楽器収納量を確保した計画とします。

④家庭教室

- ・調理室と被服室を集約し、教室内でゾーン分けした教室として計画します。

⑤技術教室、美術教室、図画工作教室（創作ゾーン）

- ・創作ゾーンとして、3教室を連続的に配置し、多様な活動に対応できるよう計画します。
- ・製作作業に配慮し、汚れにくく清掃しやすい床仕上げとして計画します。
- ・臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に配慮した計画とします。
- ・製作した作品の展示に配慮したスペースを計画します。

⑥コンピュータ教室

- ・常設型のコンピュータ教室と可動型のコンピュータ教室として計画します。
- ・常設型の教室については、主にコンピュータの操作性の学習に対応した教室として計画します。
- ・可動型の教室については、グループ活動などによる学習に対応した教室として計画します。
- ・特に可動型の教室については、図書室との相互利用にも配慮した計画とします。

⑦図書室

- ・児童生徒に対して、十分な広さの空間を確保できるよう計画します。
- ・多様な教育活動などにおいて、効果的に活用することができるよう計画します。

⑧多目的スペース

- ・異学年交流や地域交流等に使用できる空間として計画します。
- ・可動間仕切りの設置や多目的教室との近接など、多様な形態により利用できるよう計画します。

(3) 管理諸室

①校長室

- ・小中学校それぞれに整備し、職員室と近接するよう計画します。

②職員室

- ・小中学校で共有とします。
- ・学校敷地内を見渡せるなどの防犯対策や緊急対応がしやすい配置と動線を計画します。
- ・打合せスペース、教材収納スペースを備え、給湯室、休憩室、放送室及び印刷室を近接するよう計画します。

③事務室

- ・小中学校で共有とします。
- ・職員室や印刷室と近接するよう計画します。
- ・来校者の管理ができるよう計画します。

④保健室

- ・小中学校それぞれ 1 室を隣接させ、可動間仕切りなどにより多様な形態での使用ができるよう計画します。
- ・緊急時の対応がスムーズに行えるような配置と動線を計画します。
- ・相談室などを隣接し、児童生徒の相談対応に配慮した計画とします。

⑤相談室

- ・相談者のプライバシーに配慮するなど、落ち着いた雰囲気計画します。

⑥進路指導室

- ・中学校の進路指導に対応する室として計画します。

⑦会議室

- ・学年会議、各種委員会、研修会等に対応できるよう計画します。
- ・可動間仕切りにより広さを変更できる計画とします。

⑧地域活動・PTA 室

- ・PTA 活動や学校を支援する活動を行う人たちが使用する室として計画します。

⑨生徒会・児童会室

- ・小中学校それぞれ 1 室を計画します。

⑩その他

- ・学校運営上必要な諸室を計画します。
- ・教職員更衣室、児童生徒更衣室、教材・教具室、倉庫、備蓄倉庫、トイレ、昇降口等を計画します。

(4) 給食関連諸室

①給食室

- ・小中学校あわせて600食対応可能な給食設備を計画します。
- ・災害時対応を想定し、調理器具については電気とガスの併用を計画します。

②配膳室

- ・コンテナ及び運搬用ワゴンを置いて十分作業できるスペースを確保し、壁面衝突防止の工夫をする計画とします。
- ・エレベーターの設置を計画します。
- ・給食搬入ヤードについては、十分な大きさの屋根を計画します。

(5) 体育館及び武道場

- ・既存中学校体育館については、改修を実施します。
- ・武道場兼サブアリーナを計画します。

(6) グラウンド

- ・メイングラウンドとサブグラウンドを計画します。
- ・メイングラウンドは200mトラックが収まる広さとして計画します。

4-2 配置ゾーニング

4-2-1 配置ゾーニングの考え方

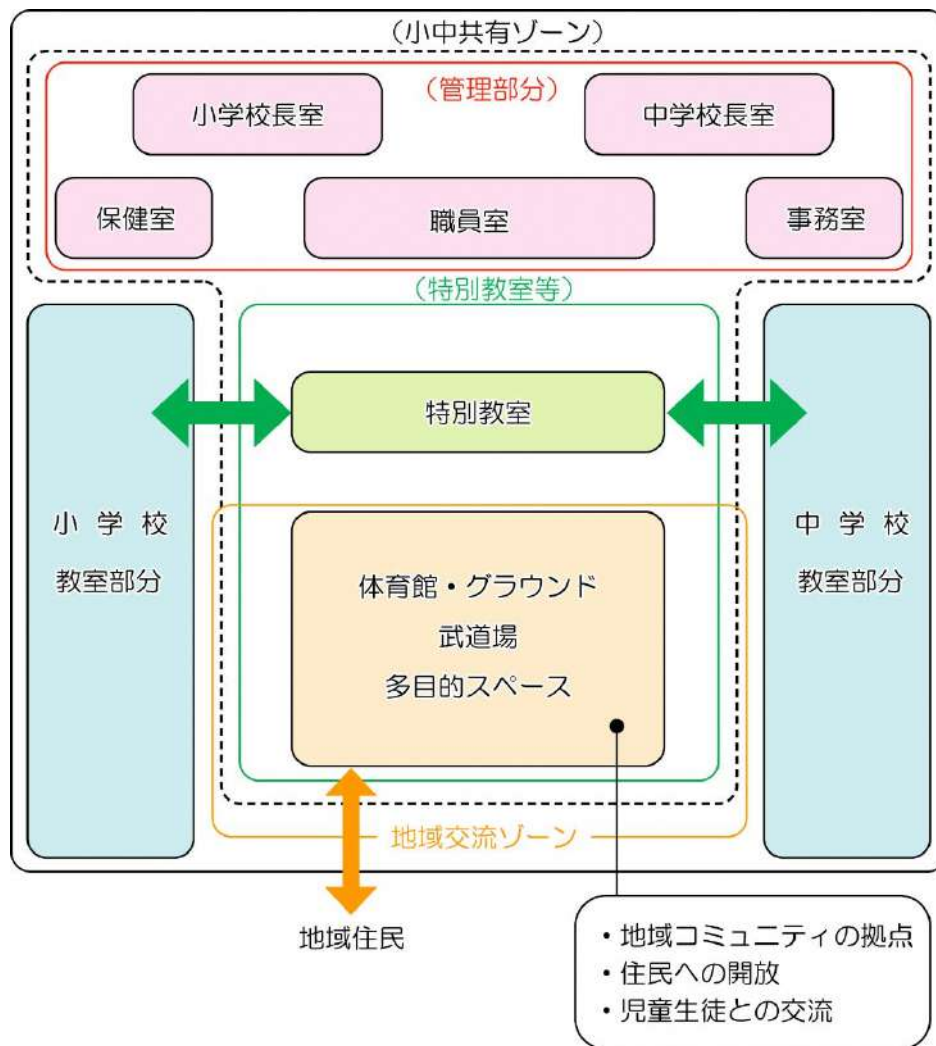
- (1) 車両と歩行者を明確に分離します。
- (2) 諸室
 - ・管理諸室は全体が見渡せる配置とします。
 - ・小学校低学年は、専用庭で植物観察ができる配置とします。
 - ・小学校中高学年は、中学生を意識できる配置とします。
 - ・中学校は小学校との単位時間の違いなどの運用面、管理面に配慮した区分とします。
 - ・特別支援学級は、交流学級と連携のしやすい配置とします。
- (3) 学校管理ゾーンと地域交流ゾーンを明確に分離します。
- (4) 小中学校の交流、連携の拠点となる異学年交流スペースを配置します。
- (5) 特別教室、管理諸室を小中学校で共有化し、施設全体をコンパクトに集約します。
- (6) 稲築東中学校区の地域コミュニティの拠点として地域住民が親しみ、集いやすい配置とします。

地域交流ゾーン：地域コミュニティの拠点として、児童生徒と地域住民が交流を図れるゾーンのこと。

第4章 学校規模・平面計画

4-2-2 校舎構成のイメージ図

図4-2-2-1 校舎構成のイメージ図

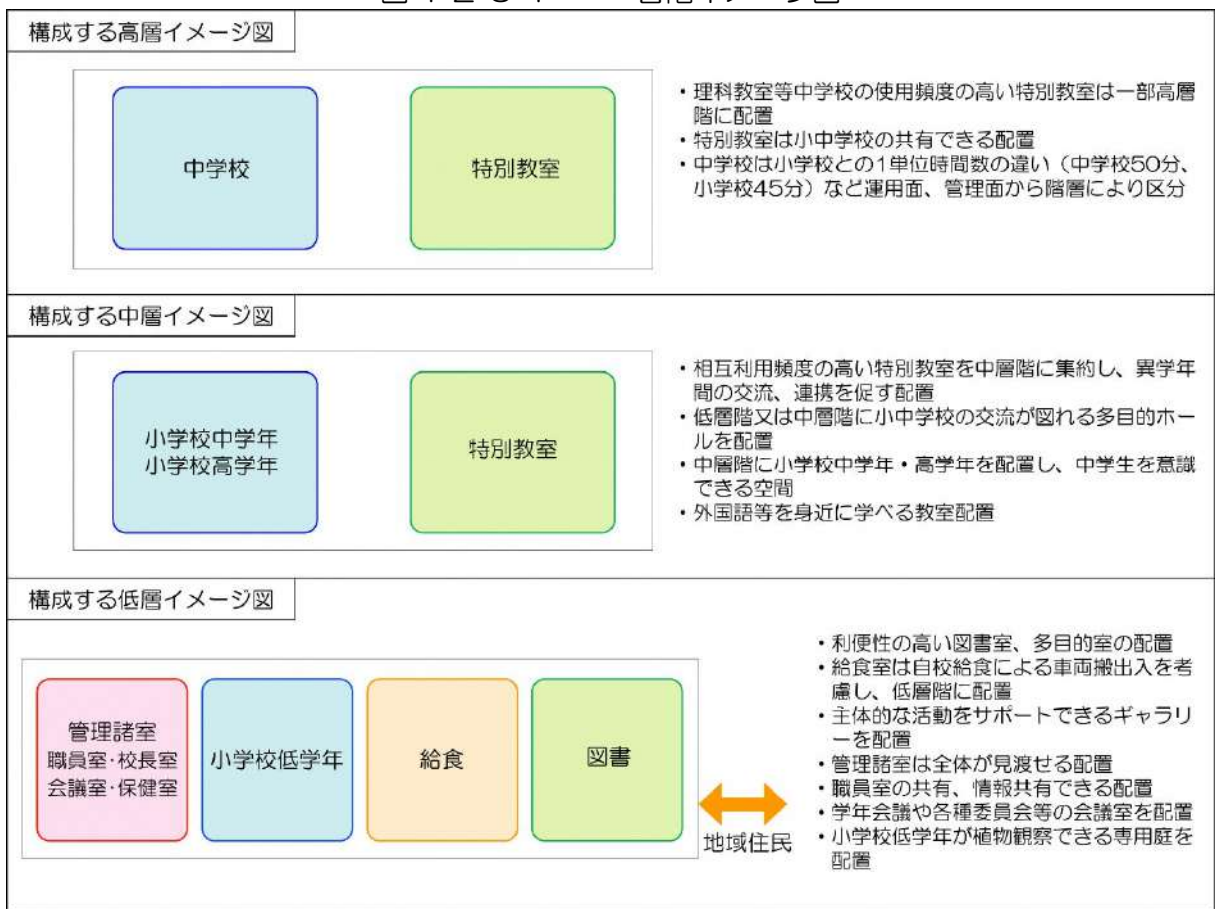


4-2-3 稲築東中学校区の各階イメージ図

〈各階ゾーニングの考え方〉

- (1) 小中学校が独自性を保ちつつ、学校と地域が連携しやすい構成とします。
- (2) 小中学校の交流、連携のための「多目的スペース」を小中一体型校舎の中心に配置し、共有可能な指導や特色ある教育活動を推進します。
- (3) 小中一体型校への移行により、学校間の交流、連携をしやすいようにするため、施設全体をコンパクトに集約し、配置します。

図 4-2-3-1 各階イメージ図



第4章 学校規模・平面計画

4-3 平面計画の検討

図4-3-1 平面計画（案）

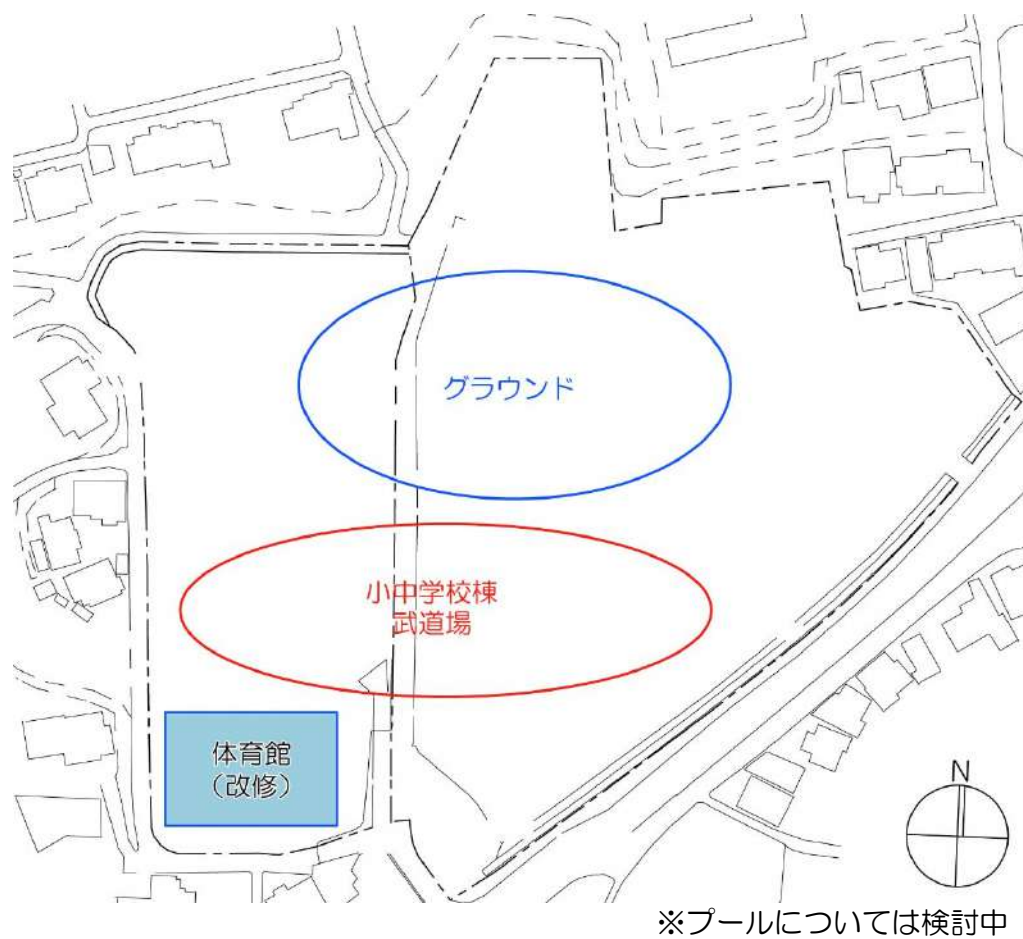


図 4-3-2 各階平面計画（案）



平面計画の詳細については、今後の設計段階において決定していきます。

第4章 学校規模・平面計画

4-4 学童保育所の検討

4-4-1 必要面積の検討

稲築東学童保育所の必要面積を、令和元年度における最大在籍数に基づき下表のとおりとします。

表 4-4-1-1 学童保育所計画面積表

児童数	職員数	クラス数	面積 (㎡)			
			教室	職員室	トイレ	その他
138	9	4	264	36	56	66

- 面積算出根拠は「児童福祉法」及び「嘉麻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」によります。
- クラス数は1クラス「おおむね40人以下」の規定に基づき算出しています。
- 教室面積は一人あたり1.65㎡という必要面積の規定に基づき算出しています。
- その他の面積は、嘉穂学童保育所の面積を引用しています。
(上記面積には共有部を含んでいません。)

4-4-2 配置計画

敷地の条件、施設の現状を踏まえ、小中一体型校との連携が図りやすく、必要な建物規模を確保できる建物配置とします。

また、学校と共有できる施設は共有します。

4-5 図書室の検討

4-5-1 図書室の検討

稲築東小学校、稲築東中学校の現在の図書室蔵書冊数を示します。

表 4-5-1-1 蔵書冊数

名称	蔵書冊数
稲築東小学校	14,121 冊
稲築東中学校	10,700 冊
合計	24,821 冊

「学校図書館図書標準」(文部科学省)により、標準必要冊数を示します。

(30 人以下学級で算出)

表 4-5-1-2 標準必要冊数

名称	標準必要冊数
稲築東小学校	$5,080 + 480 \times (12 \text{ 学級} - 6) = 7,960$ 冊
稲築東中学校	$4,800 + 640 \times (6 \text{ 学級} - 2) = 7,360$ 冊
合計	15,320 冊

稲築東中学校区小中一体型校学校図書室に整備すべき標準必要冊数は、15,320 冊です。
標準必要冊数を置けるスペース及び学習スペースを確保します。

第5章 法的条件

5-1 稲築東中学校の法的条件

(1) 所在地

福岡県嘉麻市平 1536 番地

(2) 敷地面積

約 29,000 m²

(3) 地域指定区分

都市計画区域内（区域区分非設定）

(4) 防災地域

指定なし

(5) 容積率

200%

(6) 建ぺい率

70%

5-2 建築基準法（集団規定）の適用

建築基準法（集団規定）の適用される事項を下表にまとめます。

項目		内容	適用	
I 建物概要				
1. 建築主	①氏名	嘉麻市長	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②郵便番号	〒820-0502	<input checked="" type="checkbox"/>	
	③住所	福岡県嘉麻市上臼井446番地1	<input checked="" type="checkbox"/>	
2. 建築物の名称		(仮)嘉麻市立稲築東中学校区小中一体型校	<input checked="" type="checkbox"/>	
3. 建築用途		小学校、中学校(校舎、武道場等)	<input checked="" type="checkbox"/>	
4. 工事種別		新築	<input checked="" type="checkbox"/>	
5. 構造・規模	①構造	鉄筋コンクリート造・木造・鉄骨造	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②階数	地上3階程度	<input checked="" type="checkbox"/>	
	③増築予定	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	
II 敷地について				
1. 地名地番		福岡県嘉麻市	<input checked="" type="checkbox"/>	
2. 地域の指定	①都市計画区域	都市計画区域	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②用途地域	—	<input type="checkbox"/>	
	③防火地域指定	—	<input type="checkbox"/>	
	④その他の地域	—	<input type="checkbox"/>	
3. 敷地	①面積	約29,000㎡	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②測量図の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	
4. 敷地形状	①形状	不整形	<input checked="" type="checkbox"/>	
	②寸法	地上3階程度	<input checked="" type="checkbox"/>	
	③高低差	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	
5. 隣地・道路	周辺環境		住宅地	<input checked="" type="checkbox"/>
	隣地・道路との高低差 (設計GL:±)	北	道:約 +6.0m	<input checked="" type="checkbox"/>
		東	道:約 -1.0m	<input checked="" type="checkbox"/>
		南	道:約 -2.0m	<input checked="" type="checkbox"/>
		西	道:約 -1.0m	<input checked="" type="checkbox"/>
	道路の種類 (現況)	道路1	南側:市道 幅員 5.0m(正門前)	<input checked="" type="checkbox"/>
		道路2	西側:市道 幅員 4.0m	<input checked="" type="checkbox"/>
		道路3	北側:市道 幅員 2.0m	<input checked="" type="checkbox"/>
施工動線の規制		道路1、2からに限定される	<input checked="" type="checkbox"/>	
接道条件		幅員4m以上の道路に幅2m以上の接道	<input checked="" type="checkbox"/>	
6. インフラ	雨水排水		未定	<input checked="" type="checkbox"/>
	汚水・雑排水		浄化槽(「学校施設関係」 $n=0.20P$ n :人員 P :定員)	<input checked="" type="checkbox"/>
	給水		道路1より引き込み	<input checked="" type="checkbox"/>
	ガス		LGPガス	<input checked="" type="checkbox"/>
	電力		道路1、2より引き込み	<input checked="" type="checkbox"/>
	通信	電話設備	道路1、2より引き込み	<input checked="" type="checkbox"/>
		光ケーブル	未定	<input checked="" type="checkbox"/>
	その他	CATV設備	—	<input type="checkbox"/>
7. 地中状況	地中埋設物			<input type="checkbox"/>
	地質		当該地盤の地層構成は別途調査が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
	土質・土壌		当該地盤の地層構成は別途調査が必要	<input checked="" type="checkbox"/>

第5章 法的条件

5-3 建築基準法（単体規定）の適用

建築基準法（単体規定）の適用される事項を下表にまとめます。

項目		内容	適用
I 関連する集団規定			
1.指定建ぺい率		70%	<input checked="" type="checkbox"/>
2.指定容積率		200%	<input checked="" type="checkbox"/>
3.高さ制限	道路斜線	勾配 1.5 適用距離 20m	<input checked="" type="checkbox"/>
	隣地斜線	31m+勾配2.5	<input checked="" type="checkbox"/>
	北側斜線	無	—
4.日影規制		無	—
5.用途制限		無	—
6.関係法令		福岡県福祉のまちづくり条例	<input checked="" type="checkbox"/>
		—	<input type="checkbox"/>
		—	<input type="checkbox"/>
		—	<input type="checkbox"/>
7.電波障害		—	<input type="checkbox"/>
II 一般規定			
1.採光面積	教室	1/7以上:(イ)床面上50cmにおける水平面で200ルクス以上の照明設備と (ロ)床面上50cm以上の窓等で、左記の有効採光面積のある場合	<input checked="" type="checkbox"/>
		1/10以上:上記(イ)の条件及び令20条の2による換気設備がある場合	<input checked="" type="checkbox"/>
		1/5以上:その他	<input checked="" type="checkbox"/>
2.隣地・道路	居室	床面積の1/20以上の換気に有効な開口部面積を確保	<input checked="" type="checkbox"/>
	火気使用	火気使用室の換気設備	<input checked="" type="checkbox"/>
3.天井高	居室	2.1m以上	<input checked="" type="checkbox"/>
4.便所		水洗便所	<input checked="" type="checkbox"/>
5.避雷設備		—	<input type="checkbox"/>
III 防火規定			
1.構造制限		—	<input type="checkbox"/>
2.防火区画	面積区画	耐火建築物で延べ面積1500㎡以内ごとに特定防火設備で区画	<input checked="" type="checkbox"/>
	竪穴区画	3階以上の場合、階段・吹抜けを防火設備で区画	<input checked="" type="checkbox"/>
	異種用途区画	学校の部分とその他の部分を区画する	<input type="checkbox"/>
3.界壁	防火上主要な 間仕切壁	防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とし、小屋裏又は、天井裏 に達しせしめなければならない	<input checked="" type="checkbox"/>
4.内装制限	火気使用室	内装材料を準不燃材料としなければならない	<input checked="" type="checkbox"/>
	無窓の居室	無窓の居室(排煙上有効な開口部が居室面積の1/50未満のもの)で、床面積が50 ㎡を超えるものは、居室及び通路・階段などの 仕上げを準不燃材料としなければならない	<input checked="" type="checkbox"/>
IV 避難規定			
1.階段(形態)	階段幅	1,400mm以上	<input checked="" type="checkbox"/>
	蹴上げ	160mm以下	<input checked="" type="checkbox"/>
	踏面	260mm以上(直階段の踊場踏幅:1,200mm)	<input checked="" type="checkbox"/>
2.階段(避難)	直通階段(歩行距離)	無窓の居室(有効採光面積<居室の床面積×1/20)の場合、30m以内	<input checked="" type="checkbox"/>
		無窓の居室でない場合 50m以内	<input checked="" type="checkbox"/>
		無窓の居室でなく、居室及び避難路の内装を準不燃材料とした 場合、60m以内	<input checked="" type="checkbox"/>
	2以上の直通階段	避難階の直上階で居室>200㎡、その他の階で居室>100㎡ (主要構造部が準耐火構造、又は不燃材料で造られている場合2倍)	<input checked="" type="checkbox"/>
	避難階段 特別避難階段	—	<input type="checkbox"/>
3.廊下幅	両側居室	2.3m以上	<input checked="" type="checkbox"/>
	その他	1.8m以上	<input checked="" type="checkbox"/>
4.排煙設備		学校等については適用除外(但し、無窓の居室のチェック要)	<input type="checkbox"/>
5.非常用照明		学校等については適用除外	<input type="checkbox"/>
6.非常用進入口		—	<input type="checkbox"/>
V 居室のシックハウス			
1.居室のシックハウス	対象部分:全ての居室(常時開放された開口部を通じて居室と 相互に通気がなされている廊下等の部分を含む)		<input checked="" type="checkbox"/>
	F☆☆☆☆(4種)の材料…制限なしに使用可能		<input type="checkbox"/>
	F☆☆☆ (3種)の材料…制限なしに使用可能		<input type="checkbox"/>
	F☆☆ (2種)の材料…制限なしに使用可能		<input type="checkbox"/>
	(N2S2+N3S3<A)(S2:F☆☆の使用面積、S3:F☆☆☆の使用面積)		<input type="checkbox"/>

5-4 消防法の適用

消防法の適用される事項を下表にまとめます。

項目		内容		適用	
I 消防設備判定条件					
1.無窓階の判定		基本設計の詳細に決定		<input type="checkbox"/>	
2.収容人数の算定		小学校 342名 (教員 33名 児童数 309名)		<input checked="" type="checkbox"/>	
		中学校 183名 (教員 28名 生徒数 155名)		<input checked="" type="checkbox"/>	
		合計 525名 (教員 61名 児童生徒数 464名)		<input checked="" type="checkbox"/>	
3.その他		延べ面積:校舎棟 約 7,700㎡、体育館 1,300㎡		<input checked="" type="checkbox"/>	
		:武道場 約 650㎡、学童保育所 約 450㎡		<input checked="" type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	
II 消防設備設置判定					
消防設備リスト		判定	判定根拠	<input type="checkbox"/>	
1.消防設備	消火器	○	延べ面積 > 300㎡(無窓階50㎡)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	屋内消火栓	○	床面積 > 700㎡(無窓階200㎡) 3倍(2,100㎡ 無窓階450㎡)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	スプリンクラー	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>	
	特殊消火	水噴霧	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>
		泡消火	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>
		二酸化炭素	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>
		ハロゲン化物	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>
		粉末消火	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>
	屋外消火栓	—	床面積合計<3,000㎡(1,2階床面積9,000㎡ 耐火建築物)	<input type="checkbox"/>	
	消防用水	—	敷地面積20,000㎡で1,2階床面積5,000㎡(15,000㎡ 耐火建築物)	<input type="checkbox"/>	
	連結散水	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>	
連結送水	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>		
非常用コンセント	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>		
2.警報設備	漏電火災警報	○	延べ面積 > 500㎡	<input checked="" type="checkbox"/>	
	消防機関へ通報する火災警報設備	○	延べ面積 > 1,000㎡	<input checked="" type="checkbox"/>	
	非常警報設備	○	収容人数50人以上	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(非常放送設備)	—	収容人数800人以上	<input type="checkbox"/>	
	自動火災警報設備	○	延べ面積 > 500㎡(無窓階300㎡)	<input checked="" type="checkbox"/>	
3.避難設備	避難器具	○	2階建以下 不必要、3階建以上 必要	<input checked="" type="checkbox"/>	
	誘導標識	○	全部(誘導灯設備の場合、不要)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	誘導灯	○	避難階の歩行距離20m以下	<input checked="" type="checkbox"/>	
	排煙	—	法的要求なし	<input type="checkbox"/>	
4.その他	防災防火対象物	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>	
	非常電源	—	該当部分なし	<input type="checkbox"/>	
条例関係指導事項				<input type="checkbox"/>	
協議事項		(7)項にて表記、(16)項の判断は要協議		<input checked="" type="checkbox"/>	

第5章 法的条件

5-5 法的条件のまとめ

(1) 耐火建築物について

建築基準法上、主要用途「学校」は床面積 2,000 m²以上や階数 3 階以上の場合、耐火建築物等としなければならない特殊建築物に該当します。

(2) 関係諸官庁との協議について

法規に関する詳細については、基本設計段階で、関係諸官庁との協議、打合せを行い、相互に確認しながら設計を進める必要があります。

基本設計に伴う関係法令・基準（抜粋）は以下のとおりです。

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 学校教育法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 学校給食法
- ・ 食品衛生法
- ・ 食育基本法
- ・ 学校給食衛生管理基準
- ・ 小学校施設整備指針
- ・ 中学校施設整備指針
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 大量汚染防止法
- ・ ビル衛生管理法 特定建築物 (S>8000 m²)
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 福岡県福祉のまちづくり条例
- ・ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律

【協議内容の参考例】

- ・ 浄化槽の対象人員算定基準

主要用途「学校」 $n=0.20P$ n : 人員 (人) P : 定員 (人)

他に学童保育所も加算の検討が必要です。

複合による加算する対象人員の判断は、基本設計時に保健福祉事務所との協議が必要です。

- ・ 消防令別表

主要用途「学校」の場合は、(7) 項に該当します。

第6章 構造計画・設備計画

6-1 構造計画の検討

小中一体型校に要求される構造性能を確保するための「構造設計」基本事項を以下に示します。当該施設の設計に先立ち、建築計画に合わせた設計諸条件等を考慮し、建物の構造種別、構造形式、構造部材の選別等を計画します。

(1) 構造計画の考え方

小中一体型校は、地震災害時の避難所としての施設でもあるため、一般の施設に比べ、大地震動に対する安全性を確保しておく必要があります。

①基本設計における主な作業

- ・構造種別及び構造形式の選定
- ・構造材料の選定
- ・基礎の形式及び工法の選定
- ・構造部材の寸法、配置の仮定

②構造計画にあたっての主な調査作業

- ・地盤調査に関すること・・・地盤沈下、埋立地、地下水位
- ・敷地周辺に関すること・・・隣接建物、埋設管、周辺道路等
- ・気象に関すること・・・気温、積雪、風、地盤の凍結等
- ・騒音及び振動の規制など

③耐震設計における構造体の安全性の目標

地震動において、構造体に求められる安全性には第一に人命の安全確保があります。多くの人々が利用する施設であるため、そのことが最重要課題です。

また、大地震などの災害時に被災者を受け入れる避難所としての機能が要求される施設でもあり、このような建築物は耐震安全性の目標を官庁施設の耐震基準で定められている重要度係数に従い、表 6-1-1 に示すとおりに目標値を決定し保有すべき性能を、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「乙類」とします。

第6章 構造計画・設備計画

表 6-1-1 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られています。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られています。
	III類	大地震動により、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られています。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られています。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られています。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できます。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られています。

表 6-1-2 構造体の耐震安全性の目標値及び保有すべき性能

耐震安全性の分類		耐震安全性の目標	保有すべき性能	重要度係数 (I)
a	特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られます。	大地震動に対して無被害あるいは軽微な損傷に止まり、直ちに補修を必要とするような耐力低下を招くことはありません。	1.50
b	構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られます。	大地震動に対して比較的小さい損傷に止まり、直ちに大きな補修を必要とするような耐力低下を招くことはありません。	1.25
c	建築基準法に基づく耐震性能を確保する施設	大地震動により、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られます。	大地震動に対して部分的な損傷は生じるものの、倒壊、部分崩壊等大きな損傷は発生せず、著しい耐力低下を招くことはありません。	1.00

※文部科学省大臣官房文教施設企画部「建築構造設計指針」(P1) より

※小中一体型校はII類に分類され、重要度係数は1.25以上となります。

④基礎構造計画

a.地盤と基礎の計画

地盤地質は、表層より埋土、沖積層、古第三紀層から構成されています。

付近の土質柱状図によると、敷地の西側（校舎側）は GL-8.0m まで埋土で、N 値は 4~2 と非常にゆるい地盤です。GL-10.0m まで沖積層のれき混り砂で、N 値は 20 程度です。GL-10.0m より基盤となる古第三紀層の頁岩等で構成されています。N 値は 50 以上を示し、良好な支持地盤となり得ます。

b.基礎形式

杭工法については、近隣に住宅地が存在しているため無振動、無騒音による埋め込み杭の中より検討しますが、最近の認定工法（認定メーカーは多数存在）についても比較します。

6-2 設備計画の検討

小中一体型校に要求される設備性能を確保するための「設備設計」基本事項を以下に示します。当該施設の設計に先立ち、建築計画に合わせた設計諸条件などを考慮し、電気設備・機械設備等を計画します。

(1) 設備計画の考え方

本計画において、以下の4つを設備計画の考え方とします。

①「維持管理しやすい設備」

信頼性や安全性・操作性が高く、維持管理が容易な設備とします。

②「時代の変化に対応できる設備」

時代の変化や技術の進展に柔軟に対応できる設備とします。

③「環境に配慮した設備」

エコスクールの概念を取り入れ、自然と共生できる設備とします。

④「安全・安心を守る設備」

災害時避難施設として必要な機能を備えた設備を計画します。

(2) 電気設備計画

受変電設備、幹線設備、動力設備、電灯コンセント設備、電話設備、情報通信設備、放送設備、防犯設備、テレビ視聴設備、防災設備

【整備の方針】

- ・照明をシステム制御することで、省エネを実現します。
- ・自然エネルギーの利用策として、照明の昼光制御などを検討します。
- ・省エネ設備の活用策として、LED照明の採用、人感センサーによる照明点灯などを検討します。

(3) 機械設備計画

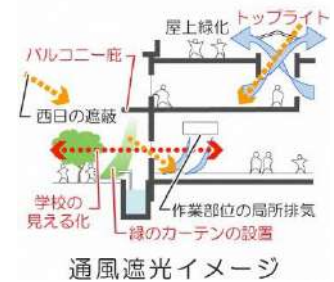
給水設備、排水設備、衛生器具設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、厨房設備、空調設備、換気設備

【整備の方針】

- 空調の集中リモコンなど、維持管理が容易な設備を採用します。
- 自然エネルギーの利用策として、雨水利用、地熱利用（クール・ヒートピット）、吹き抜けを用いた自然換気・通風の促進、緑化や保水性のある舗装材の採用などを検討します。
- 省エネ設備の活用策として、節水型衛生器具や高効率空調機器の採用などを検討します。
- 空調負荷を低減し、ランニングコストを低減する方策として、庇やバルコニーによる日射遮蔽などを検討します。

(4) 環境に配慮した設備

- バルコニーや緑のカーテンの設置を行うことで直射日光の影響を軽減し、建物内への遮熱効果を得られます。
- 内装材、家具に木材を多用する事で湿度の吸収や乾燥を軽減する効果により、児童生徒に対する感染や病気に対する影響を軽減します。
- 中庭を利用した自然採光や通風を行うことで校舎内を明るく、温熱環境にも優れた空間とすることが可能で照明、空調のランニングコスト軽減が行えます。
- 複層ガラスや外断熱材仕様を適切に取り入れ、空調負荷を軽減しランニングコストを削減します。
- デッキに使用するウッドデッキ材は、廃木材を再利用した再生木材料のデッキ材を採用する事で産廃物を再生させ資源再活用をすることが可能です。
- 節水型便器の使用や照度センサー、人感センサーを設けた設備機器を使用する事で節水、節電を行える環境を実現します。



第7章 事業計画

7-1 発注方式の比較

学校施設の整備においては、「計画的・効率的な整備」が求められており、様々な発注方式について検討を行います。

発注方式には多種多様な方式が存在します。主な発注方式として、以下の3つが挙げられます。

【設計・施工分離発注方式】

基本計画→基本設計→実施設計→施工・監理と段階的に発注業務を行う従来方式です。

【DB（設計・施工一括発注）方式】

基本設計から施工までを一括で発注する方式のことで、近年自治体案件などでも採用され始めている方式のことで。

【基本設計先行 DB方式】

基本設計を選考発注し、基本設計を準備したうえで、実施設計と施工を一括発注する方式です。【DB方式】との違いは、基本設計を準備しての発注か、基本設計を含む発注となるかの違いです。

表 7-1-1 発注方式の概要

	①基本計画	②基本設計	③実施設計	④施工・監理
設計・施工分離発注方式		設計者選定 ▲	設計者選定 ▲	施工者選定 ▲
DB方式		設計施工者選定 ▲		
基本計画先行DB方式		基本設計者選定 ▲	実施設計・ 施工者選定 ▲	

▲：発注時期を示す

発注方式	設計・施工分離発注方式	DB方式	基本設計先行DB方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計 } 設計事務所 実施設計 } 設計事務所 施工 } 建設会社 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計 } 建設会社 実施設計 } (又は設計事務所とのグループ) 施工 } (又は設計事務所とのグループ) <p>一括発注</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計 } 設計事務所 実施設計 } 建設会社 施工 } (又は設計事務所とのグループ) <p>一括発注</p>

第7章 事業計画

それぞれの発注方式の利点と課題を比較すると以下のように考えられます。

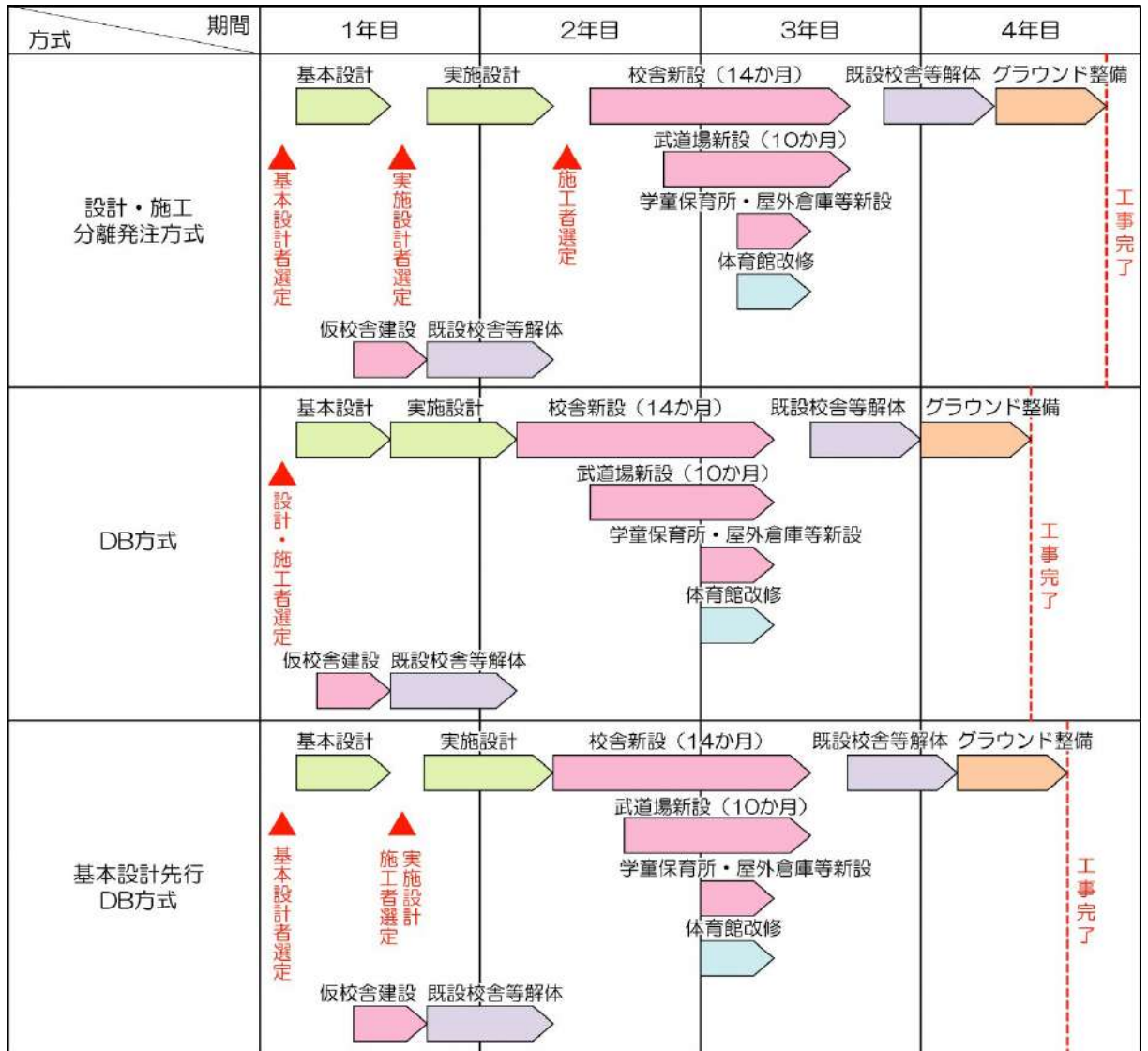
表 7-1-2 発注方式の比較

項目	設計・施工分離 発注方式	DB方式	基本設計先行 DB方式
設計施工期間 の短縮	△ 設計、施工と複数回に分け発注が行われることで期間がかかります。	◎（4か月以上） 設計・施工分離と比べ4か月以上の短縮が図られます。	○（2か月以上） 設計・施工分離と比べ2か月以上の短縮が図られます。
入札不落の リスク軽減	△ 設計図書に基づいて、入札が行われるため、不落の可能性がります。	○ 入札が1回で施工者と発注者との協議で金額が決定します。	○ 入札が1回で施工者と発注者との協議で金額が決定します。
発注者の 意向の反映	◎ 分離することで発注者の意向を反映しやすいです。	○ 一括発注のため、施行者の意向に偏った設計に注意が必要です。	◎ 基本設計を分離することで発注者の意向を反映しやすいです。
発注者側の責任の リスク軽減	△ 別契約が多い為、その都度に成果品への責任が発生します。	○ 初めから終わりまで施工者責任において工事が行われます。	○ 初めから終わりまで施工者責任において工事が行われます。

7-2 事業スケジュール（案）

各発注方式別に、基本設計から実施設計、施工、工事完了までの全体工程を比較します。

表 7-2-1 事業スケジュール（案）



7-3 発注方式の検討

今回の稲築東中学校区小中一体型校施設整備については、以下の条件が想定されます。

①工期短縮の可能性

- ・ 施工業者の技術力、知識、情報を設計段階から活用することにより、設計作業と並行して施工準備（資材発注等）ができるなど、工期短縮の可能性を検討します。

※発注方式によっては、約2～4か月程度の工期短縮が可能となります。

②高度な技術力、知識、情報等の採用

- ・ 最新の高度技術や工法を検討します。
- ・ 現地の徹底した調査に基づく安全対策や仮設工事を順調に行う必要性があります。

※地中埋設管等の切廻しや、既存擁壁等の土木造成に係る調整が必要です。

※稲築東中学校敷地内で学校運営を行いながらの工事となるため、生徒の通学と送迎車両への細心の注意と配慮が必要です。

③スケジュールの遵守

- ・ 限られた期間内で事業を進めていくため、業者選考時などにスケジュールの遅延が生じない手法を検討します。

以上のことから、基本計画の実現、社会環境の変化等の多様な条件に対応可能な発注方式を検討していきます。

7-4 概算事業費について

建設工事費算出に係る単価を近隣実績から建設単価約 30 万円/m²程度、改修単価約 10 万円/m²程度とし、配置計画、各階平面計画等に基づき概算事業費を以下のとおり試算しました。

なお、外構工事等の現時点で試算することが困難な費用については、概算事業費に含まれておりませんので、引き続き検討していきます。

表 7-4-1 概算事業費 (単位：百万円)

項目	金額	備考
建設工事費	2,800	校舎新設 学童保育所棟新設 武道場兼サブアリーナ棟新設 体育館棟改修

※現時点で可能な範囲で試算しています。